

# 一般会計予算決算常任委員会記録

平成27年12月9日

【開催日】 平成27年12月9日

【開催場所】 第1委員会室

【開会・散会時間】 午前10時～午後3時45分

【出席委員】

委員長	伊藤 實	副委員長	小野 泰
委員	岡山 明	委員	河野 朋子
委員	笹木 慶之	委員	下瀬 俊夫
委員	中村 博行	委員	松尾 数則
委員	矢田 松夫		

【欠席委員】 なし

【委員外出席議員等】

副議長	三浦 英統		
-----	-------	--	--

【傍聴議員】

議員	杉本 保喜		
----	-------	--	--

【執行部出席者】

総務部長	中村 聡	人事課長	城戸 信之
人事課主幹	辻村 征宏	人事課人事係長	山本 満康
税務課長	古谷 昌章	税務課主幹	藤山 雅之
税務課主査兼収納係長	藤上 尚美	税務課主査兼市民税係長	銭谷 憲典
税務課主査兼固定資産税係長	藤本 義忠	総合政策部長	芳司 修重
総合政策部次長兼企画課長	川地 諭	企画課主査	河田 圭司
財政課長	篠原 正裕	財政課主査兼財政係長	山本 玄
情報管理課長	山根 正幸	情報管理課主幹	柏村 照美
情報管理課情報政策係長	石橋 啓介	市民生活部長	小野 信
市民生活部次長兼環境課長	佐久間 昌彦	環境事業課長	渡邊 育学
環境事業課課長補佐	池田 康雄	健康福祉部長	河合 久雄
健康福祉部次長兼社会福祉課長	岩本 良治	高齢福祉課長	吉岡 忠司
高齢福祉課主幹	塚本 晃子	高齢福祉課技監	尾山 貴子
高齢福祉課主査	坂根 良太郎	高齢福祉課主査	河上 雄治
障害福祉課長	兼本 裕子	障害福祉課主査	岡村 敦子
こども福祉課長	川崎 浩美	こども福祉課主幹	河口 修司

こども福祉課子育て支援係長	三 藤 恵 子	こども福祉課保育係長	山 田 寿実子
国保年金課長	亀 田 政 徳	国保年金課主幹	安 重 賢 治
国保年金課国保係長	大 濱 史 久	健康増進課長	山 根 愛 子
健康増進課課長補佐	河 野 静 恵	健康増進課課長補佐	木 本 順 二
健康増進課主査	石 井 尚 子	産業振興部長	姫 井 昌
産業振興部次長兼農林水産課長	多 田 敏 明	商工労働課長	白 石 俊 之
商工労働課主査	山 本 修 一	農林水産課技監	河 田 誠
農林水産課主査	中 村 景 二	農林水産課主査	湯 浅 隆
農林水産課農林係長	森 山 喜 久	建設部長	佐 村 良 文
土木課長	榎 坂 昌 歳	土木課課長補佐	井 上 岳 宏
土木課主査	泉 本 憲 之	土木課道路整備係長	金 田 健
都市計画課長	森 一 哉	都市計画課課長補佐	渡 邊 俊 浩
都市計画課主査	高 橋 雅 彦	建築住宅課長	中 森 達 一
建築住宅課主幹	平 中 孝 志	成長戦略室長	大 田 宏
成長戦略室副室長	大 谷 剛 士	成長戦略室員	平 田 崇
市民館長	金 子 雅 宏	教育長	江 澤 正 思
教育部長	今 本 史 郎	学校教育課長	笹 村 正 三
学校教育課主査	古 屋 憲太郎		

【事務局出席者】

局 長	古 川 博 三	局 次 長	清 水 保
-----	---------	-------	-------

【審査事項】

- 1 議案第90号 平成27年度山陽小野田市一般会計補正予算（第3回）  
について

午前10時 開会

伊藤實委員長 それでは、一般会計予算決算常任委員会を開催します。最初に  
審査番号1番の総括、歳入関係の審査を行います。

芳司企画調整部長 補正予算（第3回）の説明の前に、お手元にお配りして  
います正誤表について説明します。内容については、議案に係る関係資料  
となります歳入歳出補正予算事項別明細書の歳出において「節の区分及  
び説明」欄の記載に誤りが見つかり、訂正を行う必要が生じたものです。  
誤りのあった箇所については、お手元の正誤表にあるとおり、補正予算

書の37ページ、3款民生費1項社会福祉費4目後期高齢者医療費の節の区分において「23償還金、利子及び割引料」とすべきところを誤って「19負担金、補助及び交付金」としていましたので、これを訂正するものです。また、節の区分を23節に訂正することから、説明欄については「後期高齢者医療特別対策補助金還付金」と表記していますものを「償還金」に訂正するものです。これらの誤りが発生したことについては、深く反省し、今後は読み合わせなどにより複数の職員での確認を徹底させることで再発の防止を図っていきます。大変申し訳ありませんでした。

篠原財政課長 続いて、平成27年度山陽小野田市一般会計補正予算(第3回)について、まず財政課から総括的な説明をします。今回の補正の主なものは、山口東京理科大学薬学部校舎建設事業に係る債務負担行為の追加のほか前年度決算に伴う歳計剰余金処分に係る基金積立、小中学校入学資金貸付事業、災害復旧事業、人件費の調整など取り急ぎ措置すべき案件の補正です。では、補正予算の1ページ、今回の補正は、歳入歳出それぞれ7億1,543万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ259億3,599万7,000円とするものです。また、債務負担行為の追加並びに地方債の追加及び変更をしています。次に2、3ページ、第1表歳入歳出予算補正の歳入として、1款市税、12款分担金及び負担金、14款国庫支出金、15款県支出金、18款繰入金から21款市債において、補正額を計上しています。次に4ページ、歳出として、1款議会費から8款土木費、10款教育費、11款災害復旧費において、補正額を計上しています。次に7ページ、第2表債務負担行為補正として、山口東京理科大学薬学部校舎建設事業並びに指定障害福祉サービス事業所のぞみ園ほか13の施設の指定管理者委託料において、期間及び限度額を追加しています。8ページ、第3表地方債補正として、農業用施設災害復旧事業債を追加するとともに、治水対策事業債、公共土木施設災害復旧事業債の限度額をそれぞれ増額変更しています。

古谷税務課長 この度の補正は主に決算を見込んで補正計上しています。12、13ページ、1款市税1項市民税1目個人1節現年課税分の個人所得割について、5,300万円の増額補正を行うものです。個人市民税、現年課税分、個人所得割については、当初予算作成時において、平成26年の県内の経済情勢は「一部に弱さがみられるものの、持ち直しつつある」と引き続き緩やかな回復基調に判断されており、有効求人倍率が1.1倍前後を維持している状況でありましたが、個人所得は伸び悩んでおり、

納税義務者の減少傾向を勘案し、前年度、平成26年度当初予算額に比べて1.4%の減額を見込んでいました。しかし、本年9月までの調定実績に10月以降の調定見込みを加味した上で決算を見込み、5,300万円の増額補正を行うものです。これにより個人市民税の補正後の予算額は、27億4,066万9,000円となります。次に2項固定資産税1目固定資産税1節現年課税分について、3,500万円の増額補正を行うものです。内訳は、家屋が5,600万円増額、償却資産が2,100万円減額です。家屋については、3年に1度の評価替えに伴い、評価額が大きく下がる見込みで、前年度当初予算額に比べて5.4%の減額を見込んでいましたが、新築、増改築が予想よりも好調で、新增改築予想が255棟でしたが、実績374棟になったことにより、平成27年度当初予算に比べ、3.5%の増額に転じる見通しですので、決算を見込み、5,600万円の増額補正を行うものです。償却資産については、景気の回復傾向を背景にして、市内主要企業の設備投資マインドが上向くと予想し、前年度当初予算額に比べて5.7%の増額を見込んでいましたが、主要企業の設備投資は予想したほど伸びていません。調定実績等を勘案して平成27年度当初予算に比べ、1.1%程度の減額を見込み、2,100万円の減額補正を行うものです。以上、家屋、償却資産を併せて3,500万円を増額補正し、固定資産税の補正後の予算額を47億678万2,000円とするものです。次に6項都市計画税1目都市計画税1節現年課税分について、1,200万円の増額補正を行うものです。内訳は、家屋が1,200万円です。都市計画税については、先に固定資産税の項で説明した土地、家屋の状況を踏まえ、決算を見込み1,200万円の増額補正を行うものです。これにより、都市計画税の補正後の予算額は、5億4,456万9,000円となります。以上、1款市税は、市民税、固定資産税及び都市計画税を合わせて1億円の増額補正を行うものです。

篠原財政課長 18、19ページ、18款1項9目1節の財政調整基金繰入金については、今回の補正の財源調整に伴い、財政調整基金繰入金8,483万5,000円を減額計上するものです。次の19款1項1目1節の前年度繰越金については、9月議会において、平成26年度一般会計決算の認定を受けたので、繰越金を処理するものであり、5億567万円を増額計上しています。

亀田国保年金課長 20款4項2目3節民生費雑入は、後期高齢者医療に係る療養給付費負担金の精算によるもので、4,101万3,000円を増額するものです。

兼本障害福祉課長 20、21ページ、20款諸収入4項雑入3目過年度収入1節過年度収入65万4,000円増額するものです。これは、平成26年度障害児支援給付費国庫及び県負担金の精算に伴う追加交付分です。

伊藤實委員長 それでは、執行部からの説明が終わりましたので、質疑に入ります。最初に税務課関係について。

下瀬俊夫委員 決算を見込んでのほぼ最終補正ということですので、当初の予定よりもこれだけ増えているとか、当初見込みと補正の理由について口答だけの説明ではまずいと思うんです。きちんと資料を出して、例えば個人の収入を低く見積もっていたが若干伸びたとか、今回の5,300万円が全体で何パーセントぐらいなのかとか、その辺の数字の問題も含めて資料は出せないのですか。

古谷税務課長 資料を提出しなかったことについては、おわびします。後ほどの提出でよろしいでしょうか。

伊藤實委員長 市税については、非常に大事な部分で、議員も関心がありますので、分かりやすい資料があったほうが審査しやすいので、よろしくお願いします。続いて、財政課の関係。

下瀬俊夫委員 財調の繰入れがなかったということですか。

篠原財政課長 6月補正の補正財源として8,483万5,000円を繰り入れることにしていましたが、この度の12月補正の財源調整により、繰り入れる必要がなくなったということで減額しています。

伊藤實委員長 財政調整基金の残高は幾らですか。

篠原財政課長 歳出の積立て後で35億440万3,000円です。

伊藤實委員長 国保年金課、障害福祉課関係。ないようですので、歳入関係については終了します。次に審査番号2の健康増進課、環境事業課関係について審査を行います。執行部の説明を求めます。

山根健康増進課長 44、45ページ、4款衛生費1項保健衛生費1目保健衛

生総務費 2 3 節償還金、利子及び割引料 1 2 万 2, 0 0 0 円の増額は、平成 2 6 年度に行った健康増進事業の精算を行った結果、健康手帳作成及び健康診査費において、補助金交付額が実績額を上回ったための県補助金返還金です。また、4 款 1 項 1 目の特定財源、県支出金の 8 2 0 万 8, 0 0 0 円の減額については、1 6、1 7 ページ、歳入の 1 5 款県支出金 2 項県補助金 2 目衛生費県補助金 1 節保健衛生費県補助金のうち、山口県医療提供体制設備整備事業補助金 8 2 0 万 8, 0 0 0 円の減額によるものです。これは、歳出における医療提供体制設備整備事業補助金として、二次救急医療機関の診療機能として必要な医療機器の購入に対して補助金 1, 2 3 1 万 2, 0 0 0 円を交付する事業に対して、県の補助金 8 2 0 万 8, 0 0 0 円を歳入することとしていましたが、今年度、県補助金の交付内示がありませんでしたので、この度減額補正するものです。このことから、歳出における医療提供体制設備整備事業補助金の交付については、全額一般財源で交付することになりますが、これらに要する経費については、特別交付税による措置が講じられることとされています。4 款 1 項 2 目予防費 2 3 節償還金、利子及び割引料 1, 0 0 0 円の増額は平成 2 6 年度のポリオ 2 次感染の予防接種事故による健康被害救済事業の精算を行った結果、補助金交付額が実績額を上回ったための県補助金返還金です。

渡辺環境事業課長 4 8、4 9 ページ、4 款衛生費 2 項清掃費 2 目塵芥処理費 1 3 節委託料は、焼却灰処理委託料を 1, 3 0 0 万円増額するものです。これは当初予算の見込み違いによるもので、例年は過去の実績を基に予算を組んでいましたが、今年度新しいごみ焼却施設が稼動するというところで、新たに計算しましたが、主灰に含まれる水分量、含水率を誤って計算してしまいましたので、この度増額するものです。続いて、3 目し尿処理費の 1 1 節需用費 6 3 0 万 9, 0 0 0 円の増額は、小野田浄化センターの電気料の増額です。平成 2 6 年度の事業として小野田浄化センターの汚泥焼却設備を解体し、汚泥搬出設備を設置しました。汚泥焼却設備は老朽化してしまいましたので、これを取り壊して、新しい環境衛生センターの施設で浄化センターの汚泥を焼却することになったので、汚泥搬出設備を新設しました。これに伴って電気料が大幅に減るものと見込んでいましたが、予想したほど減りませんでしたので、この度増額するものです。

伊藤實委員長 それでは、質疑を行います。最初に健康増進課関係。

下瀬俊夫委員 この医療提供体制の設備は何ですか。

山根健康増進課長 超音波画像診断装置が2台です。エコーのことです。

下瀬俊夫委員 県が補助金をくれないということですが、これは購入したものを交付金で措置されるということですか。

山根健康増進課長 まだ購入していません。議案が通りましたら、特別交付税措置を利用して購入することになっています。

伊藤實委員長 それでは、環境事業課関係。

下瀬俊夫委員 水分量が違うということですが、よく分からないんです。新しく焼却場ができたんですが、投入量そのものが違うんじゃないですか。

渡辺環境事業課長 投入量も今年度から下水道の汚泥と浄化センターのし尿汚泥を焼却することになっていきますので、当然増えています。ですが、当初予算を立てるときはそれも考慮していました。ところが焼け落ちた灰を水で冷却します。その段階で水が含まれるんですが、その水分量を誤って見込んでいたということです。

下瀬俊夫委員 そういうことを審査してもらおうとしたら、資料を出さないといけないと思うんですよ。口頭で言われても分からないんです。どのくらい見込み違いがあったのか、投入量も含めてきちんと資料を出してもらいたいと思うんですが。

渡辺環境事業課長 資料を用意します。

伊藤實委員長 分かりやすい資料で「こうだった。今度はこうする」というようにしてほしいので、資料をよろしくお願いします。

小野泰副委員長 それと合わせて、今年度から新しい焼却場がスタートしたということで、運転管理を民間委託にしたということですが、センター全体でどのような職員配置になっているんですか。

渡辺環境事業課長 センターの職員は、正職員が36名、再任用が3名、臨時職員が13名で合計52名です。昨年度は58名ですので、6名減って



います。計量のほうに2名上がっています。日本管財は23名で、プラットフォームが3名、総括が1名、副総括が1名、整備班が2名となっています。運転管理、クレーンの操作が4人1班で4班、2交代で働いておられます。

矢田松夫委員 焼却灰をほとんど周南に持っていかれているわけですが、受入れ先には支障は出ないんですか。

渡辺環境事業課長 特に問題はありません。

河野朋子委員 新しいセンターになって、以前の委託料が幾らで、新しくなって委託料をどのくらい見込んでいて、その見込みがどのくらい違っていたかというものを示してもらいたいんですが、説明できますか。

渡辺環境事業課長 委託料について資料を持ち合わせていません。

伊藤實委員長 今は補正ですが、3月の予算ではどのようになったかということとは重要なので、よろしくをお願いします。

矢田松夫委員 1社が独占となって、焼却灰の見積りが最初から計算間違いがあったということではないんですか。

渡辺環境事業課長 市のほうで算出するときに間違ったものです。

伊藤實委員長 ほかにありますか。なければ質疑を打ち切ります。ここで職員の入替えをお願いします。次に審査番号3番、総務部、総合政策部、成長戦略室、選挙管理委員会関係について、説明をお願いします。

城戸人事課長 補正予算のうち、人件費全般に係る補正について説明します。それでは、お手元にお配りしている参考資料の3ページ、総計欄で、この度の補正は、主に人事異動等に伴う人件費の調整によるもので、一般会計全体で1,347万2,000円を増額するものです。まず、2節給料については、全体で1,821万円を減額し、補正後の額を17億7,242万2,000円とするもので、減額の主な要因は、普通退職者及び育児休業者分の減額のほか、任期付職員の減等によるものです。次に、3節職員手当等については、全体で7,477万4,000円を増額し、補正後の額を12億4,404万3,000円とするもので、増額の

主な要因は、今年度の早期退職者及び普通退職者分の退職手当の増と時間外勤務手当の増です。なお、時間外勤務手当については、通常の間外勤務に加え、今年度は合併10周年記念の関連事業、ガラス展、世界ジャンボリー、ねんりんピック等への対応のほか、8月の台風被害に伴う災害復旧事業やマイナンバー制度への対応による時間外勤務が見込まれることが主な要因です。次に、4節共済費については、全体で3,195万3,000円を減額し、補正後の額を6億4,009万2,000円とするもので、これは、本年10月1日より被用者年金制度が一元化されたことに伴い、共済組合負担金の算定の基礎が、従来の「手当率制」から厚生年金と同様の「標準報酬制」に移行したことによるものです。次に、7節、賃金については、1,113万4,000円を減額し、補正後の額を2億7,195万6,000円とするもので、減額の主な要因は、臨時職員の職員数の減によるものです。次に19節負担金、補助及び交付金の職員福祉費については5,000円を減額するものです。それでは、各款ごとの主な増減の要因について説明します。参考資料の1ページ、まず、1款議会費は、人事異動等に伴う人件費の調整です。次に2款総務費は、先ほど説明した普通退職者1名の給料の減及び早期退職者1名を含めた退職手当の増であり、賃金については、臨時職員の減によるものです。次に3款民生費は、育児休業者分の減及び職員の減によるものです。次に4款衛生費は、職員の増によるものです。次に5款労働費は、人事異動等に伴う人件費の調整です。次に、2ページですが、6款農林水産業費は、職員の減によるものです。次に7款商工費及び8款土木費は、人事異動などに伴う人件費の調整です。次に10款教育費は、人事異動等に伴う人件費の調整と早期退職者の退職手当の増によるものです。

山根情報管理課長 予算書24ページ、情報管理課から2款総務費1項総務管理費4目情報管理費102万6,000円の補正について説明します。補正前2億2,392万9,000円に対し、補正後は2億2,495万5,000円となります。補正内容は、県道埴生停車場線の道路拡幅工事に伴う市イントラネット光ケーブル支障移転の経費です。場所は埴生支所の西側で、山口銀行埴生支店前の国道190号と県道229号が交わる交差点です。この県道の道路拡幅工事において、支障となる電柱が移設対象となり、この電柱に共架している市イントラネット光ケーブルも移設の対象となったので、緊急に対応を行うものです。この道路拡幅工事は、今年度内の終了を予定されています。対象の光ケーブルの接続先としてオートレース場、埴生小学校・幼稚園、青年の家、そして埴生支所の消防ネットワークとなっており、重要な回線です。次にこの財源と

なる歳入について、予算書19ページ、20款諸収入4項雑入2目雑入に支障移転工事費負担金として、県から102万6,000円の歳入を予定しています。

篠原財政課長 6目財政管理費の13節委託料においては、システム開発委託料として95万8,000円を増額するものです。この度の補正は、新地方公会計制度に伴う国の標準ソフトウェアを導入するために本庁舎内にサーバを設置するものです。設置するサーバについては、この27年度予算において、本市の財務会計システムのサーバを更新することとしており、そのサーバに同居させることにより設置しようとするものです。これに掛かる費用として、95万8,000円を計上しています。続いて、8目財産管理費の25節積立金においては、財政調整基金積立金3億7,576万8,000円を増額しています。このうち、2億7,000万円については、平成26年度一般会計決算における歳計剰余金5億3,567万1,000円の処分として、この度の補正予算に計上し、積み立てるものです。また、補正予算の財源調整として、1億576万8,000円を財政調整基金に積み立てるものです。これらを積み立てることにより、補正後の財政調整基金の残高は35億440万3,000円となります。次に、退職手当基金積立金7,000万円は、将来の退職手当の原資とするために積み立てるものであり、補正後の退職手当基金の残高は5億9,764万円となります。

金子市民館長 市民館については、長寿命化を前提にして、耐震基準を満たしていない施設として耐震診断の実施を予定しており、平成28年度の当初予算において予算計上を計画していましたが、歳入で社会資本整備総合交付金の利用が可能になったことで、今年度に繰り上げて実施するためこの度補正予算を計上するものです。14ページの歳入で、14款国庫支出金2項国庫補助金1目総務費国庫補助金1節総務費国庫補助金において、社会資本整備総合交付金を358万7,000円計上しています。26ページの歳出では、2款総務費1項総務管理費25目市民館費13節委託料において耐震診断委託料を1,297万1,000円計上しています。

古谷税務課長 28、29ページ、2款総務費2項徴税费2目賦課徴収費13節委託料について、65万4,000円の増額補正を行うものです。これは、平成28年度から軽自動車税の重課及びグリーン化特例を行います。これらの賦課には「初年度登録年月」や「燃費基準達成率」の情報

が不可欠となります。これらの情報は現在、市では保有していないので、地方公共団体情報システム機構からL G W A N回線を通じて情報を得ることとしています。これらの情報を平成28年4月1日の軽自動車の賦課基準日に基幹システムに取り込むために、平成27年度中のシステム改修が必要となります。業者への見積りを依頼していましたが、システム仕様の詳細が判明し、見積価格が8月上旬に分かったため、今回補正予算に計上しました。

藤村選挙管理委員会事務局長 28、29ページ、2款総務費4項選挙費1目選挙管理委員会費を256万3,000円減額するものです。補正の原因は、職員1名減によるものです。次に30、31ページ、2款総務費4項選挙費3目県議会議員選挙費を639万9,000円減額するものです。補正の原因は、本年4月12日に執行された山口県議会議員一般選挙の事務が終了したことによる実績に基づくものです。歳出補正の内訳については、主なるものとして3節職員手当等は実績によるもの、11節需用費は消耗品の購入を前年度に前倒ししたことによるもの、13節委託料はポスター掲示場設置委託料及び人材派遣委託料の入札に伴う落札額の減によるもの、18節備品購入費は選挙器具の購入を前年度に前倒ししたことによるものです。歳入補正については、18、19ページ、ただ今説明した歳出予算に充てる特定財源として、15款県支出金3項委託金1目総務費委託金4節選挙費県委託金、県議会議員選挙費事務費を722万8,000円減額するものです。なお、歳出と歳入の補正予算額の差額82万9,000円については、県議会議員選挙の事務が平成26年度、27年度の2か年度にわたって行われており、平成26年度に交付を受けた委託料と実際の支出額の差額を本年8月21日に交付決定のあった平成27年度の委託料で精算されたためです。したがって、事務費の支出総額が26年度367万6,725円と27年度1,411万3,723円の合計1,779万448円となることに対して、収入総額も26年度450万円と27年度1,329万448円の合計1,779万448円となり、2か年度を通じれば同額となっており、収支均衡しているということです。

伊藤實委員長 それでは、質疑に入ります。最初に人件費全般について。

下瀬俊夫委員 資料が出されていますが、人数も出してもらわないと分からない。

城戸人事課長 この度は人数を記載していませんでしたが、一般会計全体で言うとな数は1名増、全ての会計を含めると1名減となります。次回からは職員数も含めて記載します。臨時職員については、当初予算と比較して6名減です。任期付職員が1名減です。

下瀬俊夫委員 再任用は何人ですか。

城戸人事課長 10名です。

下瀬俊夫委員 再任用を始めて、ほとんどが公民館に派遣されるということですが、資格があつて臨時というのは、具体的にどの部署に配属されていますか。

城戸人事課長 有資格者で一般の臨時職員は、学校司書、今までは学校図書支援員と言っていましたが、そこが臨時職員になっています。図書館についても司書の資格を持っている人が任期付職員と臨時職員がいます。

下瀬俊夫委員 図書館で同じ資格があるのに任期付きと臨時。なぜこんな差を付けるんですか。有資格者は基本的には任期付きだと理解していたんですが、なぜこんなことをいつまでも続けるんですか。

城戸人事課長 資格を求めて採用する職員については、任期付職員の方向でということで調整していますが、図書館については実際の事業運営に主に携わる業務を担ってもらう方については任期付きとなっています。一般のカウンター業務などについては臨時職員として、当初の募集の段階で区分けをしています。

下瀬俊夫委員 図書館の受付業務をする司書だから最初から臨時だという取り扱いという話ですよ。おかしいでしょ。有資格者を募集するわけですよ。受付業務は有資格者じゃなくてもいいわけですよ。有資格者を入れるということはいろいろなことができるからということですよ。何で差別するんですか。こんな差別はだめだと思っています。少なくとも有資格者は任期付きにすべきだという考えはないんですか。

城戸人事課長 それについては、今後教育委員会と調整したいと考えていますが、当初の募集要件の設定については調整した結果です。

下瀬俊夫委員 学校司書のことも含めて言っていますが、調整してということは教育委員会が問題なんですか。教育委員会は任期付きを申請しても財政とか人事とかが臨時のままという対応をしているんじゃないですか。

城戸人事課長 状況によって異なってくると思いますが、一般の臨時職員を募集しても司書資格を持った方が応募されるケースもあります。そういった結果、司書資格を有した方が臨時職員として採用されているということもあろうかと思います。

笹木慶之委員 人件費の中で、共済費が3,195万3,000円減額されていますが、10月からの被用者年金制度の負担のシステムが変わってきたということですが、歳入との関係はないでしょうか。単純にこれだけ減ったから市の財政が潤ったということではないでしょ。

篠原財政課長 普通交付税については、平成27年度の単位費用の中に含まれていますので、この度の補正での増減はありません。

笹木慶之委員 それでは、当初予算の中ですでに3,100万円の歳入の減額はされていたということですか。

篠原財政課長 国においては、平成27年度の交付税を算定する単位費用の中ですでに制度として盛り込まれているということです。

伊藤實委員長 ほかによろしいですか。それでは、その他の部分について質疑はありませんか。ないようですので、ここで5分間休憩します。

---

午前11時休憩

---

---

午前11時5分再開

---

伊藤實委員長 休憩前に引き続き委員会を再開します。次に成長戦略室から説明をお願いします。

大谷成長戦略室次長 7ページ、第2表債務負担行為補正の表の一番上にある山口東京理科大学薬学部校舎建設事業について説明します。現在、山口東京理科大学の公立大学法人化に向けて、関係者及び関係機関の御協力

をいただきながら事務を進めていますが、平成28年4月に山口東京理科大学を公立大学法人化した後、平成30年4月の薬学部開設を目指しています。薬学部校舎の建設には約15か月の工期が必要となりますので、平成28年度に薬学部校舎の建設工事に着手する必要があります。そのためには、12月下旬から基本設計、実施設計等に係る業者の選定作業を進める必要がありますので、平成28年度に限度額1億1,100万円の債務負担行為を設定するものです。事業費の内訳としては、基本設計に4,050万円、実施設計に4,950万円、施設備品設計に400万円、測量・地質調査に1,700万円の合計1億1,100万円となっています。

平田成長戦略室員 資料の建設スケジュール（案）について説明します。スケジュールの説明の前に何点かお話をした後にスケジュールの説明をします。10月に宮城県から帰任して、最初に行ったのはスケジュールのイメージがつかめませんでしたので、スケジュールの作成をしました。薬学部の新設に向けては文科省の設置審議会の審査を合格させることが第一目標です。この設置審に対して不利な状況は作れないということで、このスケジュール表が最後までベースになると思います。これに向かってやっているとところです。この建設に向けて作業を進めるに当たっては、次の数点を念頭に置いています。1点目は、設置審は厚生労働省による国全体の薬剤師抑制策によって、薬学部の新設については原則として薬学部に反対の立場から審査に入るということ。2点目は、基準人数の教員を確保する必要があります、そのためには早期にリクルート、新しい先生を探すということを開始する必要があるということです。また、新しく赴任される教授については、これまでやってこられた研究内容について建物ができるまで待ってくれというような調査研究に対して時間的な穴が空けられないということがありました。当面、仮設によってその研究施設を造って急場をしのぐということも頭にありましたが、設置審はそういった急場をしのぐという手法は認めないということ。これらの条件を基にして、最初に行った作業は、旧山口放送大学、今の総合情報センターの改修を行い、そこで新教授が基礎的な研究をしていただくということがスタートだったんですが、その建物自体が面積が狭小で、できても2研究室程度であり、経費も億の単位も掛かるということで、議論の結果、これは無駄であり、アウトにしようということになりました。スケジュール表を眺めながら、学舎を新設するには延べ4か月程度、設計や工事の期間短縮がほしいということで、4か月短縮することができたら、薬学部の開設と学舎建設の新設が同時にできると。先生のリク

ルートということもありますが、これができれば設置審も問題がないということで、現在はこれに向かって取り組んでいるところです。リクルートに当たっては、一番肝要と言われる研究室を新しい教授に向けて紹介するというので、先般東京理科大学本学の協力の下、千葉の東京理科大学の野田学舎に行って、リクルートを担当する教授とひざを付き合わせ、研究室や実習室の設計の素案を作ったところです。この素案については、パーツとして研究室と教授室ということですが、昨日市長と薬学部設置に向け、東京理科大から全面委任を受けている方と面談があり、承認を受けることができましたので、リクルートについては来年1月から活動ができるようになりました。では、スケジュールの説明をします。新教授のリクルートについては、先ほど説明したとおりで、しっかりとした教授を探すためには約6か月程度掛かるということ。あわせて、市ではこの12月に調査や設計の委託の補正をして、できればこれらを年内の発注として、年明けから11月まで約1万8,000平方メートルの設計ができるコンサルを決めたいと考えています。本来ならば、設計期間を来年度いっぱいまで取りたいんですが、最後の工事期間を考えると来年12月に業者決定をみないと間に合わないと思います。基本設計は4月末まで、5月からは実施設計を考えています。先ほどトータルで4か月程度短縮したいと言いましたが、基本設計に掛かる期間を短縮するため、現在は東京理科大の教授とメールで図面のやり取りを行っており、各部屋やその部屋に関連するセクションパーツのグループでの部屋のまとめをしています。まだ設計の委託ができませんので、設計期間を短縮するためには自分の内業で短縮するしか手法はありません。基本設計に当たる期間として約2か月程度、金額として約500万円程度の減額をしているところですが、工事の完工については29年度の3月がぎりぎりと思っており、移転については建物完成後ということのリクルートの条件として提示していただきたいと思っています。それから、当初予定では鉄筋コンクリートで考えていたようですが、昨今の病院であるとか厚狭地区複合施設であるとかの状況を聞くと型枠鉄筋工の不足からこの業務量を減さないともとても間に合わないということが分かりました、まだはっきり決めていませんが、工期の短縮を図るために今のところは鉄骨造でやりたいと考えています。仮に従来の鉄筋コンクリートで施工すると各階層間、1階から2階、2階から3階ということで、型枠屋、鉄筋屋ということで約1か月半程度要しまして、現在5階を想定していますが、これでは7、8か月掛かるということで、鉄骨ということで考えています。それから、右側に赤で表示していますが、スーポーゼネコンでは4か月と記載していますが、これは市民病院の施工実績から鉄骨の



躯体工事については約1か月程度の短縮ができるのかなと思っています。それから、費用計上については、この工事の発注に向けては金額がほぼ確定するであろう9月議会で工事の補正予算を上程するように考えています。また、平成29年度施工の外構工事、研究機器は平成29年度の当初予算として計上し、同年9月に業者承認を取りたいと考えています。文科省の設置審議会は開学の1年前の年度末に申請を受け、この調査を行うために本市に来るということを聞いています。その折には、基礎工事の完了程度はできていないと考えています。第一優先は、とにかく設置させない方向で考えている文科省の設置審議会に対して、これを通すことを考えています。

伊藤委員長 それでは、質疑をお願いします。

中村博行委員 まず基本的なところで、この建設については平田さん一人で全てされるという予定でしょうか。

大田成長戦略室長 土日、残業ということで非常に負担を掛けていますので、新年度はもう1名建築士をあてがってほしいということを要求したいと考えています。優秀な方ですが、一人では厳しいと感じています。

下瀬俊夫委員 基本的な問題ですが、厚狭駅前かと思っていたんですが、それがいつの間にかこうなったというその経過を。理科大の特別委員以外知らないんですよ。

伊藤實委員長 委員会も知りません。

下瀬俊夫委員 既に現在の東京理科大の敷地内ということが前提で進んでいるようなので、経過を説明してください。

大田成長戦略室長 市長の中では、現在の学校敷地内と厚狭駅前の区画整理事業用地の2つで検討されていたと思います。様々な条件を考えられた結果、早期の開学を優先するというで現在の学校敷地内に決断されたのではないかと思います。

矢田松夫委員 現在の敷地内と言われましたが、その敷地は宇部市側ですか、山陽小野田市側ですか。

大田成長戦略室長 現在の予定場所は、大部分が宇部市で、一部山陽小野田市  
というか学校法人の土地で、後は宇部市から使用貸借させてもらっている  
土地です。その件についても先日11月27日に白井市長から久保田  
市長にこの土地辺りに建てさせてほしいということは伝えてあります。

下瀬俊夫委員 そうであれば、敷地の図面とか建設予定位置とかあるんじゃない  
ですか。あれば資料として出してもらわないと、債務負担行為だけを  
認めてくれというのではちょっといかがなものかと思えますよ。

大田成長戦略室長 あくまでも現時点での予定ということで、今後校舎のレイ  
アウトによって少し変わるかもしれませんが、それはお配りしたいと思  
います。

伊藤實委員長 それはお願いします。それと昨日の理科大の委員会で、宇部市  
から借りているところをお願いしているけど、合意はしていないんでし  
よ。

大田成長戦略室長 本日、委員会で審議していただくために昨日市長が宇部市  
長に電話を掛けられました。「11月27日にお願いした件のお答えをい  
ただけないでしょうか」ということで、宇部市長からは「要望された日  
にすぐに下に指示を出しているの、幾つか案を考えているようだが、  
もう少し時間をください」ということを言われたようです。

伊藤實委員長 それは合意とは違うでしょ。合意をしているのかということ  
を聞いているんです。

大田成長戦略室長 宇部市からの正式な回答はもらっていません。

伊藤實委員長 ないわけでしょ。よその不動産にということもあるので。この  
件については、一般会計のメンバーと理科大のメンバーがいますが、一  
般会計のほうで「はい、そうですか」ということにはならないので、こ  
れについては、理科大の委員会から成長戦略室に資料請求するようにし  
ています。新幹線前、厚狭高南、今の工学部のところの3つを比較検討  
した資料等を含めて資料請求するようにしていますので、そのことを含  
めて理科大と一般会計で連合審査会をしたいと思えますので、その辺の  
経緯も含めて集中審議したいと思えます。したがって、本日は採決には  
入りません。

河野朋子委員 昨日、理科大の委員会の中でいろいろ質疑した中で、どちらかと言えば、きちんと明らかになって解決したというよりは、大丈夫かなという不安が少しずつ増えてきたというのが正直な感想です。不確実なことがいろいろ分かってきて、そういった状況の中で、債務負担行為の金額だけを出されて、この委員会で「はい」というわけにはいかないなと正直なところ私も思いました。理科大の特別委員会もあって、その中でいろいろ説明してもらっている中で、この辺のところは理科大の委員会の中できちんと説明してもらっていないと言うところもあるので、理科大の薬学部の建設という大変大切なもので、債務負担行為の金額をすんなり議決というわけにはいかないなと思います。そこで、今回補正で出された理由をスケジュールをもって言われましたが、補正で出さなければ間に合わない状態なのかどうか確認します。

平田成長戦略室員 結論から言いますと、補正でやらないと間に合わない状況にあります。

矢田松夫委員 やはりお金が先に出るというよりは、この委員会を含めてどのぐらいの敷地でどのぐらいの規模、どんな校舎を建てるかというアウトラインは示してもらって、どうでしょうかというのが、委員会の審査の仕方だと思うんですが、どうでしょうか。

大田成長戦略室長 現在の作業状況から言うと、それぞれ個別の研究室のレイアウト、これは教員のリクルートに必要なものですから、それを決めることを優先して、それが先般確定し、リクルートに入ってもらえることが承認されました。それで、個別の研究室が17から18パッケージ必要になります。それプラス講堂、図書館、学生食堂、事務室、講義室等が必要になってきます。全体で約1万8,000平方メートル程度を超えないということで、今から具体的な基本設計、実施設計に入っていきますので、建設の内容、それからこのぐらいの敷地の上に建つであろうという位置図、そういうものはお示しできると思います。ただ、具体的なイメージ図とか設計書についてはこれからの作業ということになります。

伊藤實委員長 薬学部、医学部でもそうですが、1年、2年は教養ですよ。専門分野は3年からですよ。そうした場合、今のところにしても最初に1、2年は共用部分で済むわけですよ。その辺の比較検討をしたことはありますか。

大田成長戦略室長 私どもも当初は、1、2年は教養、そして専門課程に入る3年生からということで校舎建設を年次的に計画していましたが、教育のリクルートの件で学校法人と詰める中で、一番大きな問題は来ていただく先生に研究できない期間があってはならないということが大きな条件であるということが分かりました。要は先生方は継続的な研究をされていますので、1年でも研究に穴を開けることができない。特に外部資金を取っておられる先生方にとっては、研究に穴が開いて研究の成果報告ができないと今後その資金を獲得することができないということになりますので、実際の学生への教育は1、2年は教養課程ですが、来ていただく先生方の研究を継続する施設は造らないといけないということが分かりましたので、全ての研究室を完備した状態で先生を迎えないといけないということで校舎建設を急ぐようになりました。当初の予定では今年の6月から教員リクルートを開始し、11月にリクルートを終える6か月の計画を法人と立てていましたが、学校法人側がリクルートができなかった理由は研究室がいつきちんと整備され、来ていただいた先生の研究に穴が開かないということが説明できるかどうかということがはっきりしませんでしたので、リクルートができなかった。その関係で1年開学を遅らせるという市長の決断に至ったということもありますので、我々としては、きちんとしたある程度の校舎を揃えて、研究ができる状態にして開学するというところで考えています。

下瀬俊夫委員 どんな話を聞いても、スケジュールそのものがむちゃくちゃだったんだろうなと思うんです。というのは未だに公立化の認可が下りていないわけでしょ。これが降りていないのに6月からリクルートをするというのはまずむちゃくちゃな話ですよ。今回の定款変更の問題についても、よそからの指摘で発見したと聞いたんですが、担当の部課が掌握した上でやったということではないということに不安を持つわけです。これから立てられたスケジュールで物事がきちんと進むのかという大変大きな不安があります。もう一つは、市民が置いてきぼりで、全く分からない、説明されない。今回広報で延びましたという話がありました。だけど、そんなことじゃない。東京理科大そのものの市民に対する説明が本当にされていない。こういう状況の中で、次々とスケジュールを立てられるということに大変大きな不安が市民の間にもあると思っています。出てくる話が次々と変わってくるという事態も含めて、余りにも異常すぎるという感じがするんですが、連合審査ということが提起されたので、そのときに議論しますが、こんな状況は異常だと思われませんか。

大田成長戦略室長 やっている当事者としては、与えられた人数の中でやることを精一杯やっているというところが正直なところですよ。この度の定款の変更については、学校法人が短大開設時の昭和60年に宇部市から譲与を受けた土地、当然今は所有者は学校法人であるので、寄附予定一覧の中にその土地も挙がっていた、登記簿の写しもあったということで、我々もその登記を確認した中で7月の議案を作りました。その後、11月9日の段階で宇部市に使用貸借をしてもらっている土地の協議に行った段階で、「もともとあげた土地も返してもらおうように法人には言っているんだけど」ということが発覚して、我々もあわてふためいたというところが正直なところですが、昭和60年の宇部市と学校法人の契約であったとは言え、そこまで目を配って見ておくべきだったと言われれば我々に落ち度はあったと思います。そういう面では昨日の委員会の中でも謝罪させていただきました。今後はいろいろな所に目を配りながら、事務は進めていきたいと思っておりますけども、正直なところ全ての面において非常にタイトなスケジュールで行っている状況です。でもやることは一所懸命やるだけです。

伊藤實委員長 これはすごく大きな問題で、人数が少ないからというのは全く理由にならないんですよ。今回の大学設置の問題をもう1度見直してもらいたいと思いますし、明日、昨日委員会で議決した案件が本会議で可決された場合、認可予定はいつ頃ですか。

大田成長戦略室長 具体的にいつになるということは県から聞いていません。ただ、11月9日に土地の問題が発覚した時点で、その日に県に連絡し、申請をしている定款の内容に変更が生じる結果になるんですが、どうしたらよろしいんですかという相談をしました。そうすると変更認可申請を出してくださいということで、今日までに至っています。議決がいただければ早急に変更申請を持っていきますということを県に伝えていますが、いつ認可がもらえるかという話はいただけていません。

伊藤實委員長 通常の申請では、他の書類審査はオッケーになっているので、その部分だけでしょ。ある程度速やかに出ると思うわけですよ。山口県も薬学部についても連携をしなければならないという中で、そういう打診もしていないということですか。そうじゃないと認可自体も下りていないわけよね。そこはちゃんしないと。

大田成長戦略室長 担当部署の方とは毎日のように複数回にわたり、メールのやり取りをしています。ただ、認可をいつ出すというお話はいただいていません。

伊藤實委員長 メールじゃなくて、行かないと。

岡山明委員 宇部市の土地ですが、宇部市から無償で貸与しますということになれば、認可の修正ということはあるんですか。今後、この土地が有料になるのか無料になるのか分かりませんが。

大田成長戦略室長 市から大学への出資一覧には影響はありませんから、定款等への変更はありません。白井市長と久保田市長の間では引き続き学校用地として使うことについては何ら支障が出ないようにするというところについては、お互いの了解を取れています。ただ、使用貸借させていただいている土地プラス今回お返しする土地も含めて、山陽小野田市とすれば引き続き使用貸借、無償で貸していただきたいとお願いしていますけども、それが無償になるのか有償になるのか、一部買い取ってくれということになるのか、それは宇部市からの回答待ちです。

岡山明委員 宇部市の土地が有料になった場合、財産の評価が違ってくる可能性はないんですか。

大田成長戦略室長 買い取るということになると、評価をし、宇部市との間で協議して、買い取った段階で、新ためて定款の変更をして出資するということになりますので、そうなればもう一回変更の議決が必要になります。

伊藤實委員長 それでは、この件は15日に審査することにします。それでは、次に審査番号4の健康福祉部関係に入ります。最初に国保年金課からお願ひします。

亀田国保年金課長 それでは34ページ、35ページ、3款民生費1項社会福祉費1目社会福祉総務費28節繰出金のうち、国民健康保険特別会計繰出金の2,354万7,000円の増額は、額の確定に伴うもので、国保被保険者負担軽減対策繰出金の251万1,000円と保険基盤安定繰出金の1,932万8,000円及び人事異動に伴う職員12名、臨時職員2名分の人件費等によるものです。続いて、14、15ページ、国保

特別会計繰出金への特定財源として、14款国庫支出金1項国庫負担金1目民生費国庫負担金1節社会福祉費国庫負担金のうち、国民健康保険基盤安定費1,146万円の増額及び16、17ページ、15款県支出金1項県負担金2目民生費県負担金1節社会福祉費県負担金のうち、国民健康保険基盤安定費503万3,000円の増額及び国民健康保険負担軽減対策費125万6,000円の増額としています。これらはいずれも額の確定に伴うものです。

吉岡高齢福祉課長 高齢福祉課分で、34、35ページ、3款1項1目社会福祉総務費28節繰出金の介護保険特別会計繰出金1,453万5,000円の減額は、保険給付の決算見込みによる市負担分の減額、平成26年度事務費繰入金の精算及び人件費の調整によるものです。

兼本障害福祉課長 36、37ページ、2目障害者福祉費の14億4,751万6,000円に1億8,930万6,000円を増額し、16億3,682万2,000円にするものです。それぞれの節について当初予算の執行状況を確認する中で、おおむねの決算見込みをもって、今回の補正額を算出しました。内訳として、12節役務費のうち、手数料600万円の増額は、計画相談作成件数の増加によるものです。13節委託料の日中一時支援事業委託料400万円の増額は、利用者の増加及び利用日数の増加が原因です。18節備品購入費については、平成27年度から組織再編により正職員が2名増員になり、システムのライセンスが不足していましたので、障害者サービス管理端末を購入するものです。20節扶助費については、主に生活介護給付費7,000万円、就労継続支援B型給付費4,000万円など、合計で1億7,000万円をそれぞれ増額するものです。増額の主な理由としては、障害サービスについて、この平成26年度から障害者総合支援法の改正により、障害者の程度の重さを認定する障害程度区分が、障害者に必要な支援の量を認定する障害支援区分に変更されました。判定方法の変更により、判定結果が従前より少し重く判定されるという傾向がこの1年間で見られています。これはあくまでも一次判定のコンピュータ判定のことです。平成27年度においても程度区分から支援区分に切り替え調査が行われていますので、法改正の影響から当初予算が数字的に組みにくかったというところも原因があります。また、サービスですけれども、就労系サービスや子供の放課後デイサービスについては、申請件数が年々増加傾向にあります。このため、決算見込額が増加しています。これらに対する財源としては、14、15ページ、歳入の14款1項1目1節社会福祉費国庫負担金の自立支

援給付費 7,875万円、障害児支援給付費 925万円を、同じく 14 款 2 項 2 目 1 節社会福祉費国庫補助金のうち、地域生活支援事業費 200 万円を増額しています。国庫補助率については 2 分の 1 です。次に 16、17 ページ、15 款 1 項 2 目 1 節社会福祉費県負担金の自立支援給付費 3,937万5,000円、障害児支援給付費 462万5,000円を、15 款 2 項 2 目 1 節社会福祉費県補助金のうち地域生活支援事業費 100 万円を増額します。県の費補助率については、4 分の 1 です。次に 35、36 ページ、2 目障害者福祉費の中で 23 節償還金、利子及び割引料については、償還金を 802万7,000円増額するものですが、これは、平成 26 年度決算に伴う自立支援給付費及び障害者医療給付費に係る国費、県費負担金の精算に伴う償還金です。

吉岡高齢福祉課長 高齢福祉課分で、3 目高齢者福祉費の長生園負担金の 659万6,000円の増額については、主な内容は、長生園の入所人員が少ないため、措置費の収入が見込めなくなり、構成市である山陽小野田市と宇部市の分担金で補填するものです。

亀田国保年金課長 4 目後期高齢者医療費は 8万2,000円を増額し、11億712万9,000円とするものです。23 節償還金、利子及び割引料については、後期高齢者医療に係る長寿・健康増進補助金の精算によるもので、28 節繰出金は人事異動に伴う職員 2 名分の職員給与費等によるものです。38、39 ページ、5 目国民年金事務費は 39万9,000円を減額し、418万円とするものです。内訳としては、人事異動に伴う職員 1 名分の職員給与等ほか、法改正に伴う国民年金システムの改修委託料 64万8,000円によるものです。16、17 ページ、国民年金事務費への特定財源として、14 款国庫支出金 3 項委託金 2 目民生費委託金 1 節社会福祉費国庫委託金を 64万8,000円増額しています。

川崎こども福祉課長 子ども福祉課関係分で 40、41 ページ、2 項 1 目児童福祉総務費 12 節役務費、手数料 98万円の増額は、福祉医療費助成事業に係るレセプト審査手数料について決算を見込んで補正するものです。2 目児童措置費 13 節委託料、保育所運営費は 8,630万5,000円の増額です。これは、今年度から子ども子育て支援新制度が開始され、私立保育所へ支払う運営費の算出方法が変わりましたが、当初予算の策定時点では、運営費に新しく組み込まれる加算の算定方法等が国から明確に示されておらず、予算に反映されていなかったこと、また、運営費を算定する公定価格の単価が当初予算策定時に示されていた仮単価に比



べ上がったこと、延べ入所児童数が当初見込みより増えたことなどの要因によるもので、決算を見込んで補正するものです。19節負担金補助及び交付金、私立幼稚園運営費負担金179万9,000円の増額は、今年度から新制度に移行した私立幼稚園には市から運営費を支払うため、新制度に移行した市内の幼稚園1園について入所見込み児童数等により当初予算を組んでいましたが、これと別に市外の新制度に移行した幼稚園へ入所する児童が数人いたため、それに掛かる運営費を決算を見込んで補正するものです。23節償還金利子及び割引料376万1,000円は、平成26年度の保育緊急確保事業費、保育所等機能強化推進費、児童扶養手当給付費に係る国及び県補助金等の精算による返還金です。次に3目母子福祉費23節償還金利子及び割引料180万3,000円は、平成26年度母子家庭等対策総合支援事業費国庫補助金の精算による返還金です。次に歳入は12、13ページ、12款1項1目民生費負担金2節児童福祉費負担金1,199万円の増額は、私立保育所に入所する児童の保育料について年間の延べ入所児童数の増加により決算を見込んで補正するものです。14、15ページ、14款1項1目民生費国庫負担金2節児童福祉費国庫負担金のうち保育所運営費1,930万2,000円の増額は、歳出で説明した私立保育所運営費の増額に伴う2分の1の国庫負担分を補正するものです。施設型給付費負担金162万7,000円の増額は、これも歳出で説明した新制度に移行した私立幼稚園運営費の増額に伴うものですが、この私立幼稚園運営費は全国統一分、地方単独分と助成対象が2つに分かれています。これは全国統一分に当たるもので、その2分の1の国庫負担分を補正するものです。16、17ページ、15款1項2目民生費県負担金2節児童福祉費県負担金のうち、保育所運営費965万1,000円の増額は、私立保育所運営費の増額に伴う4分の1の県負担分、また施設型給付費負担金81万4,000円の増額は新制度に移行した私立幼稚園運営費の増額に伴うもので、先程と同じように全国統一分の4分の1の県負担分を補正するものです。2項1目民生費県補助金2節児童福祉費県補助金、施設型給付費補助金102万2,000円の減額は、新制度に移行した私立幼稚園運営費の地方単独分に当たるものです。全国統一分と地方単独分というのは負担割合がありますが、当初予算策定時では制度開始前で仮の割合でしか示されており、その後割合が変わったため、負担割合が小さくなった地方単独費用分である県補助金は減額となるような現象が生じているところです。

伊藤實委員長 それでは健康福祉部関係の質疑に入ります。

笹木慶之委員 二、三お尋ねしますが、まず1点目。35ページの国民健康保険特別会計繰出金2,354万7,000円の増額ですね。国保の特別会計を見てもみますと、繰越金が3億2,850万5,000円あります。それとこれとの関係をまずお尋ねします。

亀田国保年金課長 国保の特別会計における繰越金は決算認定を受けて行うもので、繰出金は国庫支出金及び県支出金の繰出等によるものです。

笹木慶之委員 そういうことを聞いているわけではないわけで、全体の仕組みとして予算の中で次年度への繰越金が3億2,850万5,000円あるのに、なぜここで2,354万7,000円の一般会計からの繰出金を増やさなくてはならないのかということです。

亀田国保年金課長 これは国と県との基準によるもので、軽減対策費及び保険基盤安定費という2つのものがありますが、まず軽減対策費については県が2分の1、市が2分の1、それから基盤安定費については軽減分と支援分とがありますが、軽減分については、県が4分の3、市が4分の1、それから支援分については、国が2分の1、県が4分の1、市が4分の1という形です。

笹木慶之委員 なぜそれを聞くかと言うと一般会計の経常収支比率は92.4かな、決算が終わった時点で。一般会計が非常に圧迫されているという中で、扶助費と繰出金が要因であると言われていたわけです。そういった中での質問で、これを審議することについては、国民健康保険の財政シミュレーション、国保会計は元々は現役負担ですよ。だから極端に言ったら毎年精算してもいいような会計です。ですが継続性もありますから、3年から5年ということが通例とされているわけですが、その辺りを資料として出されないと中々難しい問題があると思いますが、それは今、いいです。その考え方を言っておきます。介護保険も実は同じことが言えるわけです。介護保険は繰越金が8,392万6,000円。にもかかわらず、これは減額ですよ、1,453万5,000円。この介護保険と国保の考え方にどのような差があるんでしょうか。なぜ聞くかって言うと、制度の問題からだと思うんですが、その辺りをきちっと整理されないと、今言いますように一般会計の繰出金の考え方というか、そこがきちっとつかめてないんじゃないかと思うんですが、どうでしょうか。

川地総合政策部次長兼企画課長 国保会計については、保険給付費がかなりまだ動いてくるといことが考えられますので、その辺を見込んで3月で調整をしていけばいいかなと思っていまして、今回については、あくまでも基盤安定の確定分のみを繰出金として決定したと。一方、介護保険については、ある程度基金等の調整ですとか、事業費もほぼ確定してきますので、その他精算金の精算ですとか、そういったものを含めて全部調整をしたということです。

笹木慶之委員 今財政サイドからありましたけど、問題はそこなんですね。3月でもう1回あるんでしょ、国保については。そのことが聞きたかったわけで、それに向けて、国保の財政計画、財政シミュレーションの資料は出していただきたいなと思います。よろしくお願いします。

下瀬俊夫委員 これは決算を見込んだものではあるんだけど、今言われたように給付等がまだ動く可能性があるということで、最終はもう1回という話ですが、問題は国民健康保険料引下げ等の措置がされていながら、今回は据え置いたわけですね。据え置きながら、基金が増えているわけですよ。ここら辺の調整、いわゆる基金というのは大体10%程度という話があって、それよりも増えているということであれば、やはり国民健康保険料の引下げに回すような対応がいるのではないかなと思うんです。そこら辺は、途中から引下げっていうわけにはいかないから、ぜひ新年度については具体的にそういう対応をしていただきたいという要望です。

伊藤實委員長 要望ですね。それでは国保年金課はよろしいですか、他のところも含めて。なければ次、高齢福祉課関係。

下瀬俊夫委員 高齢福祉にしてもこども福祉にしても、口答だけで理解できるという、そういうのは是非止めて、基本的には是非中身について、資料的なものはぜひ出していただきたいと思います。各給付の増えた内容は言われたように、若干の判定方法が改善されたって言いますか、変わったっていうことがありますか、人数的にはどうなんですか。変わっているんですか。

兼本障害福祉課長 障害のサービスの利用者はやはり増えています。やはりサービスの周知が段々できてきたということと人数も増えていますけれども、それぞれの方が利用される日数が増加傾向にあります。

下瀬俊夫委員 なおさら資料がいると思うんです。これは是非強く要求したい  
と思います。

伊藤實委員長 今、障害福祉課のほうに言ったんですが、高齢福祉課のほうで  
ないですか。

下瀬俊夫委員長 長生園のことで負担金の問題ですが、人数が減ったっていう  
んじゃないんですよね。当初から居ないわけでしょ。結局、元々定員い  
っぱいで予算を組んでいるという関係でこういう調整をすると、原課の  
長生園の予算そのものが大きく狂ってくるんですよね。そこら辺で長生  
園の背景も含めてですが、現状に合わせた予算措置が居るんではないか  
なと考えているわけですが、これについては、ぜひそういう対応をお願い  
したい。

吉岡高齢福祉課長 ただ今の指摘のとおり、現状に合わせた予算を計上したい  
と思います。

伊藤實委員長 今の件ですが、予算も分かるんだけど、すごく老朽化して、部  
屋も2人部屋かな、その横には立派な施設ができていますよね。  
将来構想というか、将来的にはどうしようということはどうなっている  
の。

河合健康福祉部長 長生園については、先ほど言われたとおり個室又は2人部  
屋等々混じっています。そののところも含めて、宇部市と山陽小野田市  
とで、ただ今協議中ですので、協議しながら、今後の長生園のあり方  
について考えていきたいと思っていますところ。

伊藤實委員長 それは組合議会のほうで。

下瀬俊夫委員 関連するので。宇部市、山陽小野田市両方の議会に関わる問題  
なんで、少しぐらい言ってもいいんじゃないかなと思うんだけどね。

河合健康福祉部長 来週にこの一部事務組合の協議会を開きますので、その中  
で協議した結果について報告させていただきたいと思います。

伊藤實委員長 その件については、副委員長が議長なので、また報告があると  
思います。それでは高齢福祉課関係よろしいですか。それではこども福

社課関係ありますか。

下瀬俊夫委員 いろんな見直しの問題を言われましたが、現状の待機児童の数を教えてください。

川崎こども福祉課長 待機児童は11月1日現在で43人です。

伊藤實委員長 ほかに。それでは質疑を終わり、次、債務負担行為までいきます。どうぞ。

兼本障害福祉課長 それでは7ページ、第2表債務負担行為補正について説明します。表中2、3、4番の障害者支援施設等3園について、のぞみ園、まつば園、みつば園です。平成28年3月31日で指定期間満了となるため、新たに指定期間を28年度から32年度の5年間として指定管理するため、指定管理者委託料について債務負担行為を補正するものです。限度額をのぞみ園については1,069万2,000円、まつば園については389万1,000円、みつば園については1,159万1,000円としています。この3園については、法定施設であるため、事業の運営に関しては事業報酬でまかなわれているために、指定管理委託料の内容は施設の法定点検費用、備品のリース料等の管理運営費となります。なお、地方自治法244条の2第6項の規定による指定管理者の選定については、議案109号で上程しています。指定管理者候補者は、社会福祉法人山陽小野田市社会福祉事業団です。

川崎こども福祉課長 こども福祉課関係について、表中5番目の心身障害児簡易通園施設なるみ園、そして6番目から12番目の市内児童館について、平成28年3月31日で指定管理期間が満了となるため、新たに指定期間を平成28年度から平成32年度の5年間として指定管理するため、指定管理料について債務負担行為を補正するものです。限度額をなるみ園については、1億6,990万2,000円、有帆児童館は、3,228万3,000円、高千帆児童館は3,102万8,000円、小野田児童館は3,303万9,000円、須恵児童館は3,278万2,000円、赤崎児童館は3,209万1,000円、本山児童館は3,250万2,000円、高泊児童館は3,274万9,000円としています。なお、地方自治法244条の2第6項の規定による指定管理者の選定については、議案109号及び110号で上程しており、指定管理者候補者は、なるみ園は、社会福祉法人山陽小野田市社会福祉事業団、市内児童館は、社会

福祉法人山陽小野田市社会福祉協議会です。

伊藤實委員長 それでは質疑を受けます。

下瀬俊夫委員 どちらも、担当の民生福祉委員会では議論をしました。だけど債務負担行為だから、金額だけ言えばいいという話ではないんじゃないかなと。この館の事業評価も含めて、資料ぐらい出したほうがいいんじゃないかなと思うんですよ。金額だけ認めてくれっていう話じゃないんじゃないかなと思うんですが、いかがでしょうか。

伊藤實委員長 実は産業建設でもあるし、それぞれの所管であるんですよ。そこには事業評価、実績報告なり、そういう部分はそれぞれの常任委員会ではしているので、一般会計のメンバーはそれぞれ3人ずつ出ているんですけどね。

古川議会事務局長 この債務負担行為は、議案として各委員会で十分審査されており、それを担保するための予算ですので、担当委員会に任せただけということで審議していただいたほうがいいと思います。

下瀬俊夫委員 実は担当委員会でもかなりこの問題は厳しく議論されているんです。たしかに認めたということになってはいますが、例えばこの児童館で言えば、全部一括して事業評価されていて、1個1個の事業評価にはなっていないとかですね、そういう点ではいろんな不備もあるわけです。たしかに委員会では議論はされてはいるんだけど、そこら辺のことまで含めて、ここは何も分かっていないわけですよ。だから、そういう点では、もう担当委員会が議論したからこれはもうオッケーっていう話じゃないんじゃないかな。少なくとも担当委員会でどんな議論があったかとか、そういう報告ぐらいはまずきちんとされないと債務負担行為の議論には中々なじまないんじゃないかなと思うんですけどね。

伊藤實委員長 その場合は、議員間ですればいい話であって、そういうのはそれぞれの委員長なりからこの債務負担行為について、こういう議論があったというやりとりでいいんじゃないかなと思います。このことについては、自由討議でもそういう情報交換すればと思いますし、今こういうことがあったということがあれば、していただいてもいいんですが、どうしますか。

岡山明委員 ちょっとどうかなって思うんですけど、そういう福祉施設の絡みで今回指定管理者ということで、例えば今年の夏に下関の障害者福祉施設での虐待という形があった部分で、それが今回委託業者だった場合、そういう形が埋め込まれているかどうか。そういう指定管理者にその形が継続と言ったらおかしいですけど、そういう虐待のような形はないと、そういう指定管理者に市のほうがしていると、状況を進めているという形は、その辺は聞く権利はあるんですか。

伊藤實委員長 ありますよ。

岡山明委員 意見として、そういう指定管理者にそういう部分の指導はしているかどうか、ちょっと。

伊藤實委員ちょう 岡山委員は総務ですよ。民福の関係なので、逆に委員長がおられるので質問されてもいいと思う。執行部というよりは委員会のほうでどうだったかでもいいと思いますよ。

岡山明委員 それは委員長に聞くような形になるんですか。

伊藤實委員長 そうでしょ。本来の委員会運営は、執行部に聞くんじゃないんです。議員間が本来の委員会なんです。それで説明員として、数値はどうかっていうのが本来の委員会なんです。この一般会計はそれぞれの常任委員会から3人ずつ入って、なおかつ委員長がおられるので、総務の岡山委員が民生福祉でこういう議論はあったかということを知りたいんです。ないならないで、執行部のほうへ補助的な説明を求めたい話。そういうことです。よろしいですか。それでは債務負担行為については今後もあります。3月も出てくるので、しっかり常任委員会で審査されたことについては、また委員会の中でも質疑されても構いませんので、そういう方向でいきます。

下瀬俊夫委員 あとのやつはまた別の担当でやるの。

伊藤實委員長 そうですよ。あと。

下瀬俊夫委員 委員会でやるなら別にいいですよ。

伊藤實委員長 後ほど出ます。それでは、のぞみ園等の負担行為に関わること

についてはよろしいですか。それでは少し延長になりましたけど、休憩に入りたいと思います。午後は13時30分から委員会を再開します。

---

午後0時22分休憩

---

---

午後1時27分再開

---

伊藤実委員長 それでは休憩前に引き続き、審査を開始します。次に審査番号5の産業振興部関係について執行部の説明を求めます。

多田産業振興部次長兼農林水産課長 それでは、歳出、52、53ページ、6款農林水産業費1項農業費2目農業総務費を599万7,000円減額補正し、補正後の額を5,801万7,000円とするものです。28節繰出金は、地方卸売市場事業特別会計繰出金で、9月議会において26年度決算認定を受けたことにより、繰越金14万円が確定したことで、一般会計から繰出金を14万円ほど減額補正するものです。続いて、6款農林水産業費1項農業費4目農地総務費を733万円増額補正し、補正後の額を1億7,581万2,000円とするものです。54、55ページ、23節償還金、利子及び割引料は、多面的機能支払制度補助金における対象農地の面積を一部削減したことに伴い、補助金を国、県に対して返還するため、12万円を増額補正するものです。多面的機能支払制度補助金の負担割合は国2分の1、県4分の1、市4分の1で、現在この補助金を活用している活動組織は21組織あります。その内の3組織から、土地利用の変更に伴う農業振興地域からの削除や所有者の死亡などにより、維持管理ができなくなった農地を対象農地から除外したいとの申し出がありました。本事業は、平成24年度から5年間継続することが補助金交付の採択条件となっており、除外した農地の面積に対する補助金は平成24年度まで遡って返還することとなっています。3組織から3年間の合計で15万9,940円の返還金があり、そのうちの市補助分3万9,985円を差し引いた国・県補助分合計11万9,955円を返還するものです。6款農林水産業費1項農業費5目土地改良事業費を4,693万円減額補正し、補正後の額を8,545万2,000円とするものです。19節負担金、補助及び交付金は、国の補助金の割当内示で事業費が大幅に削減されたことによる県事業の計画変更に伴い、県事業負担金を4,842万円減額補正するものです。県営水利施設整備事業、厚狭中地区は、厚狭中排水機場のポンプ設備を改修する予定を排水



ゲートの改修に変更したため、2,262万4,000円の減額、県営水利施設整備事業、高千帆地区は、高千帆排水機場の1号ポンプ及び2号ポンプを2か年の継続事業で更新する予定でしたが、1号ポンプのみを2か年の継続事業で更新することとしたため、今年度分は2,829万2,000円の減額となります。続いて県営農地整備事業、後潟上地区は、圃場整備に伴うパイプライン等の用水施設の詳細設計を行った結果に基づき、225万6,000円の増額となります。農業基盤整備促進事業、赤川地区は、事業実施に伴う地元分担金を市が地元から徴収し、市負担金と合わせて県に納入するため24万円の増額となります。以上、県事業4地区の負担金増減の合計により、県事業負担金は4,842万円の減額となります。56、57ページ、6款農林水産業費3項水産業費3目漁港建設費を4,502万3,000円減額補正し、補正後の額を2,191万8,000円とするものです。58、59ページ、15節工事請負費は、国の補助金の割当内示で事業費が大幅に削減されたことによる埴生漁港整備工事の計画変更に伴い、工事請負費3,687万5,000円を減額補正するものです。埴生漁港整備工事は、幅5m、高さ1.7mの陸こうの製作、据付及び浚渫土の処理を当初行う予定としていました。が、陸こうの製作・据付のみとしたため、3,687万5,000円の減額となります。80、81ページ、11款災害復旧費3項農林水産業施設災害復旧費1目農業施設災害復旧費を1,536万9,000円増額補正し、補正後の額を1,536万9,000円とするものです。15節工事請負費は、平成27年8月25日に山口県近辺を通過した台風15号の豪雨により被災した、農地、農道、水路等の農業施設9箇所の復旧を行うため、1,480万8,000円の増額となります。続いて、歳入、12、13ページ、12款分担金及び負担金2項分担金1目農林水産業費分担金を172万6,000円増額補正し、補正後の額を172万6,000円とするものです。1節農業費分担金、災害復旧事業分担金は台風15号の豪雨により被災した農業施設9か所のうち、農地4か所の災害復旧事業の実施に伴う地元分担金で、148万6,000円の増額となります。1節農業費分担金、土地改良事業地元分担金は、県営農業基盤整備促進事業、赤川地区の事業実施に伴う地元分担金で、24万円の増額となります。14、15ページ、4款国庫支出金1項国庫負担金3目災害復旧費国庫負担金のうち、2節農林水産業施設災害復旧費国庫負担金、農業施設災害復旧費は、台風15号の豪雨により被災した農業施設9か所の災害復旧事業の実施に伴う国庫負担金で、814万8,000円の増額となります。16、17ページ、15款県支出金2項県補助金3目農林水産業費県補助金を2,950万1,000円減額補正し、補正後の額を

8,645万9,000円とするものです。3節水産業費県補助金、埴生漁港改修事業費は、埴生漁港整備工事の計画変更に伴い、支出金2,950万1,000円の減額となります。20、21ページ、20款諸収入4項雑入2目雑入のうち、6節農林水産業費雑入、多面的機能支払制度補助金過年度返還金は、3地区の活動組織が対象農地の面積を一部削除したことに伴う3年間分の返還金で、15万9,000円の増額となります。21款市債1項市債3目農林水産業債を5,060万円減額補正し、補正後の額を5,790万円とするものです。1節農業債、農業施設整備事業債は、県事業の計画変更に伴う県事業負担金の減額により、4,390万円の減額となります。2節水産業債、水産業施設整備事業債は、埴生漁港整備工事の計画変更に伴う事業費の削減により670万円の減額となります。21款市債1項市債8目災害復旧債のうち2節農林水産業施設災害復旧債、農業用施設災害復旧事業債は、台風15号の豪雨により被災した農業施設9箇所の災害復旧事業の実施に伴う市債であり、440万円の増額となります。

伊藤實委員長　それでは執行部の説明が終わりました。委員から質疑を受けませんが、最初に歳出の農林水産業費1項農業費についてから質疑を受けたいと思います。50ページから55ページまで。

下瀬俊夫委員　53ページ、地方卸売市場について宿題があったんですが、これはもうそろそろ分からないといけない時期なんですが、いいですか。

森山農林水産課農林係長　先般学校給食への食材搬入の関係ということで、必要以上の量という話が質問としてあったと思います。学校給食のメニュー自体は1か月ほどに決まっています。給食食材については事前に把握されている中で、給食食材の準備は前日に行われています。給食食材の売買については、通常と同様に流通単位で行っています。その流通単位といいますのが、玉ねぎとかじゃがいも、人参といったかさばるものは箱単位で納品される。ですので、玉ねぎであれば20kgの箱、じゃがいも、人参であれば10kg、ただ薬物、野菜とかになったら200gとか300gという単位で納品はされているという状況になっていて、それぞれの小売業者、卸売業者も含めて確認したところ、流通単位で行われているということ自体は仕方がないと。小売業者についても流通単位なので、学校給食分以上の余分が出る場合もあると。ただそれについては、店頭販売若しくは他の流通販売のところもあるということで、基本困ってはいないという形の分で回答はいただいています。

下瀬俊夫委員 結局、実態がどうかという問題ですよ。学校給食から卸売市場に注文が入って、小売店は各学校に運ぶだけなんですよ。そうでしょ。自分が注文をとっているわけじゃないんですよ。運ぶだけなんですよ。余分に持って帰れと言われていたわけですよ。今言われたように箱単位で持って帰れとか、注文以上のものを持って帰れということになっているわけですよ。困っているか困っていないかの話じゃないんですよ。自分が注文もしていないのに持って帰れと言われていたと。それは学校の負担じゃないんですよ。小売店の負担になっているんじゃないんですか。ちょっとそこら辺が分からない。

森山農林水産課農林係長 今言われたように学校からの発注、注文で、例えばじゃがいもなら15kg必要だという形であれば、じゃがいもで2ケース、1箱10kgが2ケースという形で、20kgが実際に小売業者に一旦納品される。その分の15kgを学校サイドに持って行き、残りの5kgを先ほど言ったように店頭販売若しくは他の納入先のところに持っていくかという話になります。そこを負担になるかどうかという話になるかというところもあるかと思いますが、現実聞取りをしたところで言えば、ちょうど納められるに越したことはないけれども、実際食材が足りなかったら学校に迷惑も掛かるという形で、実際ある程度の余分、ストックというのは、実際どこの小売業者も必要だと認識されています。その中で余ったものは店頭販売含めて自分のところで処理という対応はできていると聞いています。

下瀬俊夫委員 正確に教えてください。僕が言っているのは、注文は卸売市場に言って、各学校に運ぶのは小売店だと。ということは小売店がいるかいないかという話ではないんですよ。小売店が持っていただけなんです。持っていただけなのに余分なものを小売店の負担で払わなければいけないんじゃないかと言っているわけですよ。それが事実かどうかということをも確認したいんです。

森山農林水産課農林係長 実際小売業者が必要以上のもを買わされているという言われ方であれば、そういった面もあるかもしれません。

下瀬俊夫委員 結局、学校に運んでいるだけなのに余分に持って帰れと言われて、それが小売店の負担になっているわけよね。だから売れるからいいんだという話じゃないんですよ。問題は要りもしないのに運ぶだけな

のに負担をさせられているっていう現実があるんじゃないかと。今言ったようにこの卸売市場の話は学校給食に運ぶだけなんです。自分のところで要るやつは他の市場で買ってくるんです、小売店は。例えば下関とか。それなのに学校給食に運ぶだけなのに余分なものを負担させられているという現実があるという点について、これはおかしいんじゃないかと言っているわけですよ。じゃないですか。

森山農林水産課農林係長 委員が言われるのも最もだと思っていますが、ただその一方で、それぞれの小売業者のほうも流通単位での販売納入、その前提条件の中で学校給食への納入という分も受け入れていただいているという側面もあります。

下瀬俊夫委員 それは全く話が違うんですよ。そうやって余分なものを販売して何とか利益が上がればいいわけですよ。ところが売れない店もあるんです。売れない店も持って帰れって言われているんですよ。だから困っているんです。だから、たまたま各学校に運ぶだけの業者が逆に市場から押し付けられて余分なものを抱え込むという現実があるんだということをしきんとしなきゃいけないと思いますよ。自分のところで注文を受けてそれで運んでいるわけじゃないんです。卸売市場が注文を受けて、小売店は運ぶだけですからね。そういう点では余分なものを抱えさせるというのは基本的には間違っていると思います。

多田産業振興部次長兼農林水産課長 委員御指摘のとおり、市場は運搬の手法を持っていません。そのような中、市内一円の小売店の営業活動、利益を得る、多少ではありますが、そういう仕事を担っていただくという中で「ロットで持って行ってください。必要ではない部分は小売で」という流れがあるということは実態としてあると思います。ただ、そのこと自体で市場からのニーズを持っている方々へ運搬について、再度小売店等との協議は必要になるかもしれません。この委員会の中で委員から意見があったので、市場と運搬業務の一翼を担っている小売店との中で協議をして「そういう問題点が提起されているが」ということを今後、お互いの腹藏のないところを詰めていければと考えます。委員指摘の部分は、全てではないにしても現実に必要分以外を受けた方が処分されるという事実があるということは認識しています。したがって、今申し上げた形で事務局としては場を設定したいと考えます。

中村博行委員 55 ページ、23 節の償還金について、21 組織のうち3 組織

から面積が減ったということですが、農業を取り巻く環境が非常にきびしいという背景があって、高齢化で農業を営むことが難しいということで面積を減らされた。それに対して一組織の中でどのように対処しているのか。今後も増え続けるのではないかと推察されるわけですが、市として可能性があるところにどのような支援をされようとしているのですか。

多田産業振興部次長兼農林水産課長 確かに多面的機能によって、保全管理していく農地ということで、どうしても「是非やってください」、「やりましょう」というところで始まった事業です。ところが農地転用、土地利用の変更です。これについては、荒廃農地という考え方には至らないと思います。ところが権利者が亡くなったことによりそれを相続される方々の家庭環境や農業に関する考え方がどうなのかと、そこまで突っ込んだところは把握していません。ただ、周辺の方々が一丸となって、対象の土地ではないが隣接したところに荒廃地があるとどうしても隣接した優良農地も荒廃していくおそれがあると。こういうことについては、地元の方々とコンセンサスを得ていくべきだと思います。ただ、落とすについては、交付税をもらって、県費をもらってと、なおかつ荒廃農地を増やさないということを目的としている事業ですので、落とすに当たっては、「どうしようもない」ということをもって落とさざるを得ないという判断をしています。

下瀬俊夫委員 55ページの県事業負担金とか59ページの埴生漁協の整備事業の減額ですよね。具体的な資料を出したほうが、予算措置も含めて、委員会審査の上では分かりやすいのではないかなと思うんですが、いかがでしょうか。

多田産業振興部次長兼農林水産課長 本日の午前中からの委員会を見て、少なくともこの土地改良事業費の明細、当初予算、それから実施予算との比較は必要かなと内部では話をしていたところです。今日という話ではないにしても、今後こういう多岐にわたる事業、少なくとも4つとか2つとかいう項目での減額、増額補正をする際には資料を作成して対応したいと考えています。今回のこの件について、資料はどうしたらよろしいでしょうか。

伊藤實委員長 他の部署もそうですが、今日じゃなくてもいいので、速やかに事務局のほうへ出していただければ。

多田産業振興部次長兼農林水産課長 それでは作って、対応します。

松尾数則委員 同じく県事業の負担金ですが、中地区とか高千帆の排水機場辺りの話があって減額されているんですが、負担金について文句を言ってもしょうがないんですけど、これで大丈夫かなと。下水のほうで雨水対応のものを造られる予定らしいんですけど、それができるまではここに頼るしかないんですよ。その辺のところ大丈夫かなという気がするんですが。

多田産業振興部次長兼農林水産課長 高千帆排水機場と厚狭中の排水機場はストックマネジメント事業のメニューの一環である2つです。これ自体は機能低下による能力の復元を図るという更新事業です。したがって、施工時期とか能力的に降雨の多い時期とかそういったものを避けた中で1機ずつ機能を回復していくという考え方で事業を進めています。議員御質問のことについては、突発的な豪雨は想定外という言葉はすぐわないと承知していますが、何せ老朽化した施設ですので、時期をにらみながら支障のない形で整備していきたいと。ポンプが全然動かないという状態ではありませんので、その辺りはある意味御安心をいただければと思います。

笹木慶之委員 今のところですが、国の補助金の割り当て、国の内示によって減額されたのか、それとも自主的な判断によってされたのか。これは殖生漁協のことも含めてお尋ねします。

多田産業振興部次長兼農林水産課長 基本的には内示が予算要求したほど付かなかった。内示が減額されて内示されたということに基づくものです。

笹木慶之委員 当初予算で組んであったものを減額されたんですから、今言われたとおりだと思うんですが、今後についても積極的に対応していかないと、これはできないと思います。他の補助事業等の関連もありますけど、やはり最新の訴えを国、県に対して出していかないと、やはり割当額は確保できないと思いますので、その辺はしっかりと努力してください。

多田産業振興部次長兼農林水産課長 今の御意見はもっともです。農林水産については美祢農林事務所、県の出先ですが、非常に協力体制を山陽小野

田市にはとって来ています。ところが国のお金の関係があり、この減額補正、増額補正ともあるわけですが、県事業の枠の中で何を最優先していくかということをおもひのほうへ相談にいられて、山陽小野田市は何を優先するのかという詰めを何段階かした上で、こういう補正を提出しています。今後、今抱えている事業については強く県に要望し、また国に強く、県と一丸となって要望していきたいと考えています。

笹木慶之委員 最後になりますが、市は計画財政というか、事業計画を持ってことに臨んでいるわけですから、目標年次にふさわしい事業が適正に進行するように最善の努力をしてもらいたいと思います。よろしくお願ひします。

伊藤實委員長 はい、ほかに。よろしいですか。それでは続いて債務負担行為について執行部の説明をお願いします。

白石商工労働課長 7ページ、第2表債務負担行為補正の追加について、商工労働課関係分について説明します。まず、労働会館指定管理者委託料は、期間が平成28年度から平成30年度までの3か年で、限度額は1,994万3,000円です。限度額の算出に当たっては、税抜き価格を608万円として、平成28年度は8%の税率、平成29年度、30年度は10%の税率を加算して算出しています。なお、指定管理者候補者は、日本労働組合総連合会山口県連合会中部地域協議会です。続いて、商工センター指定管理者委託料は、期間が平成28年度から平成30年度までの3か年で、限度額は1,279万2,000円です。限度額の算出に当たっては、税抜き価格を390万円として、平成28年度は8%の税率、平成29年度、30年度は10%の税率を加算して算出しています。なお、指定管理者候補者は、小野田商工会議所です。

伊藤實委員長 これも午前中にあったように産業建設常任委員会でしっかりと審査していますので、委員長から何かあれば。

中村博行委員 指定管理については、この2件よりも後ほど出てきます江汐公園について非常に長い審査をしました。その過程において、資料について当初から審査員の点数については求めていましたので、出してもらっていましたが、労働会館、商工センターについては、利用の内容についての質疑があり、労働会館は非常に利用しにくい、その一つに暗いというイメージがあったと聞いています。実態をしっかりと執行部で見てもら

った上でしてほしいということがありました。どの施設にしても、応募があったのが1団体だけであったということで、何とか継続してやってもらいたいという思いもあったと思います。商工センターは内容とあっていないのではないかとという指摘がありました。というのは、始めから赤字になって、商工会議所がそれを繰入れで補てんしている状況が分かっているのかということがありました。それから、商工センターの駐車場の料金はどうなっているのかということについては、それは入っていないということでした。この2件については、さしたる問題はないということになりました。

伊藤實委員長 産業建設常任委員長から審査報告がありましたが、質疑はありますか。

下瀬俊夫委員 福社会館の場合にあったんですが、前回より委託料が減らされるという傾向があります。努力すればするほど実は減らされるんです。今回、労働会館と商工センターの場合にこういう事例があったのかどうか。

中村博行委員 直接そういう質疑はありませんでしたが、労働会館については利用すれば利用するほど赤字になるので、じっとしておいたほうがいいという意見がありました。商工センターは「指定管理料が見合っていない。会議所が補てんするということがわかっているのにそのままやるのか」という意見がありました。

下瀬俊夫委員 先ほど言ったように、「経営努力をして黒字が出る。委託料が余る」とかというようになったように、前回契約時よりも委託料が減るといった傾向になるのかどうかについて。

白石商工労働課長 両施設は、人件費関係がほとんどを占めていて、今回の管理料の算定に当たっては、最低賃金等も上昇していますので、その辺りも加味して、管理料は下がっていません。

下瀬俊夫委員 前回よりも下がっていないということですね。先ほど言われたように「すればするほど赤字になってしまう。指定管理者が負担しなければならない」という事例があると聞いているんですが、それは委託料に入らないんですか。



白石商工労働課長 労働会館で問題になったのは、人件費以外の管理費、需用費の関係で、電気料の基本料金をピーク時で算定するようになりますので、その分、次年度以降上がれば歳出を圧迫するということにはなりません。この度の算出に当たっては、需用費等については3か年の使用量を基に現在の単価で計算していますので、そういうことはこの2施設にはないと思います。

下瀬俊夫委員 商工センターはどうですか。

白石商工労働課長 同じです。人件費と管理費が主ですので、アップ分についてはこの度の金額査定で配慮しています。

下瀬俊夫委員 中村委員に聞きますが、負担することはないということですが、いいんですか。

中村博行委員 実際に商工センターの場合、過去の資料をもらった中で、会議所が繰入金が発生させているという状況があります。例えば25年度は18万5,000円、26年度が23万8000円という資料がありましたので、その辺はどうなんだという意見が出てきたわけです。

白石商工労働課長 主なものが人件費で、これは一人丸々というわけではなくて、商工センターの業務も分担していますので、その割合で生じたものかなと思います。その分を商工会議所のほうで繰り入れたと理解しています。

伊藤實委員長 要するに一人の人の業務の比率を5対5にするのか7対3にするのか、という部分の割合でこうなったということですね。

下瀬俊夫委員 中村委員長の話では、委託料にプラスしているということですか。今の話では、人件費は委託先の会議所が本来会計でみななければいけないわけでしょう。ところが委託料の不足分という言い方をされると、その辺がよく分からない。

中村博行委員 もらった資料では、指定管理者評価表の中で収入状況としてあがっています。指定管理料が約400万弱で、それとは別にその他の項目で挙がっているということで、これは何だとなったわけです。

伊藤實委員長 後ほどの江汐公園のところでも出ると思いますが、今言われるのは、商工会議所からの実績報告についてそうになっていたということで。それでは、この部分について他にありますか。なければ次に入りますが、その前に15分まで休憩します。

---

午後2時休憩

---

---

午後2時15分再開

---

伊藤實委員長 休憩前に引き続き委員会を再開します。執行部の説明をお願いします。

榎坂土木課長 62、63ページ、8款土木費2項道路橋りょう費3目道路橋りょう維持費11節需用費、修繕料を2,100万円増額するものです。修繕料は例年決算額として5,200万円から5,800万円の間に推移しています。毎年、上半期の修繕料を参考にして、下半期分として今回2,100万円を計上しました。修繕の主な内容は、道路のアスファルト補修、側溝補修、安全施設補修その他伐採等を含みます。12月2日現在、修繕等の苦情処理で334件を受け付け、処理しています。64、65ページ、8款土木費3項河川費1目河川管理費については、支出額に補正はありませんが、一般財源から地方債、市債への財源振替に伴う補正です。対象事業は、東下津地区内水排水対策検討事業の設計委託料です。当初予算では一般単独、一般事業の起債を充当していました。充当率は75%で、予算額1,400万円の75%の1,050万円を起債、350万円を一般財源としていました。この度、一般単独自然災害防止事業債、充当率100%が可能となったため、1,400万円全額を起債充当として、一般財源350万円を減額します。引き続き、歳入として21款1項4目土木債2節河川債、一般財源から350万円全額地方債を充当する予定にしています。

森都市計画課長 66、67ページ、8款土木費5項都市計画費1目都市計画総務費13節委託料において企画調整委託料1,004万4,000円を減額します。これは、コンパクトなまちづくり推進事業として、今年度、厚狭駅南のモデル地区において、コーポラティブ方式による住宅分譲の実施に向けて、入居者募集の準備を進めるためのコーディネート業務を委託する予定でしたが、国からの交付金の内示額が6割程度であったこ

と、また、入居希望者を募集するために、まずモデル地区の魅力を高める必要があることから、今年度は事業内容の見直しを行うこととし、予算を伴う事業の執行を中止するものです。28節繰出金において、下水道事業特別会計繰出金を5,625万9,000円減額しています。これは、下水道事業において前年度繰越金の認定及び今年度国庫補助金の内示に伴い、事業費を減額することによるものです。2目緑地公園費11節需用費において、修繕料を200万円増額しています。これは、8月25日の台風15号による暴風で緑地や公園の樹木及び照明柱などが倒れたことで修繕箇所が増加し、予算が不足するためです。次に歳入について、14、15ページ、14款国庫支出金2項国庫補助金4目土木費国庫補助金2節都市計画国庫補助金は、コンパクトなまちづくり推進事業の減額に伴い、事業費の2分の1の502万2,000円を減額します。18、19ページ、18款繰入金1項基金繰入金2目まちづくり魅力基金繰入金1節まちづくり魅力基金繰入金500万円の減額についても、コンパクトなまちづくり推進事業の減額によるものです。

中森建築住宅課長 6項住宅費について、70、71ページ、13節委託料、耐震診断員派遣業務委託料を80万6,000円減額、19節負担金、補助及び交付金のうち、耐震診断・改修事業補助金を160万円減額するものです。本市では、山陽小野田市耐震改修促進計画に基づいて、民間住宅等の耐震化を進めており、本年度については、木造住宅の耐震診断に対する補助、多数の者が利用する建築物の耐震診断に対する補助及び木造住宅の耐震改修工事に対する補助の3つを予算化し、事業を進めてきました。木造住宅の耐震診断に対する補助については、13節委託料に該当するものです。当初23件を見込んでいましたが、申込みが思うように伸びず、10件へ減じようとするもので、1件当たりの委託費が6万2,000円であることから、減ずる13件分、80万6,000円を減額するものです。また、多数の者が利用する建築物の耐震診断に対する補助及び木造住宅の耐震改修に対する補助については、19節負担金、補助及び交付金の耐震診断・改修事業補助金に該当するもので、それぞれ1件ずつを予定していましたが、希望者がありませんでしたので、耐震診断分100万円と改修事業分60万円の計160万円を減額するものです。続いて、それに伴う歳入について、14、15ページ、3節住宅費国庫補助金、社会資本整備総合交付金を減額するものです。歳出の合計240万6,000円に対して、交付金の補助率が2分1であることから、半分の120万3,000円を減額するものです。16、17ページ、2節住宅費県補助金、耐震診断・改修事業費についてですが、交

付金と同様に県費の補助率は4分の1であるため、60万1,000円を減額するものです。

榎坂土木課長 80、81ページ、11款災害復旧費2項公共土木施設災害復旧費1目道路橋りょう河川災害復旧費15節工事請負費として3,890万6,000円を増額するものです。これは平成27年8月25日の台風15号に伴う災害で、市内の公共土木施設6か所が被災したため、国の災害復旧事業により復旧するものです。本日配布した資料で、道路災害として3か所、市道目出旦山手線、災害復旧延長15メートル、道路ブロック積みで復旧、市道大木大持線、災害復旧延長14メートル、道路ブロック積みで復旧、市道平原上畑線、災害復旧延長13メートル、重力式擁壁で復旧です。次に河川災害として3か所、普通河川石束川、復旧延長6メートル、河川用ブロック積みで復旧、普通河川稲倉川、普及延長49.6メートル、河川用ブロック積みで復旧、普通河川小森川、復旧延長3.5メートル、河川用ブロック積みで復旧です。同じく22節補償、補填及び賠償金として35万9,000円計上するものです。これは普通河川石束川の災害復旧工事で支障となる立木の補償費です。続いて歳入の14、15ページ、14款国庫支出金1項国庫負担金3目災害復旧費国庫負担金1節公共土木施設災害復旧費国庫負担金2,618万9,000円とします。20、21ページ、21款1項8目災害復旧債1節公共土木施設災害復旧債として1,410万円を充当します。

伊藤實委員長 それでは、ここで質疑に入ります。最初に土木課関係について。

下瀬俊夫委員 63ページの修繕費ですが、災害普及箇所として同じように資料として大まかなものがあれば審査がしやすいと思いますが。

榎坂土木課長 位置図を出すと分かりやすいと思いますが、件数にして約340件ありますので、なかなか難しいと思います。

下瀬俊夫委員 地図にしなくても、一覧表でもいいので。

榎坂土木課長 一覧表にしても地図と同じように難しく、側溝についてもいろいろありますので、決算で審査いただけたらと思います。

伊藤實委員長 9月の決算のときに工事額幾ら以上ということなので、資料を提出してもらいたいと思います。

笹木慶之委員 道路橋りょう維持修繕費が344件でしたかあるということでしたが、そのうち災害申請した箇所はどのくらいあるのですか。そのうちこの度6件ほど採択されたということでしょう。

榎坂土木課長 災害については、現年度被災して現年度申請というルールになっていますので、国の採択の基準、県の採択の基準のところについては災害の箇所は出しているのが全てです。これで対応できない場合は災害応急として応急的にするシステムがありますので、それで対応しています。この災害応急システムは土木の職員が災害があったときに全市を回るわけですが、見落とししたところは何箇所かありますが、それについては適宜土木課のほうで対応できるようにしています。金額的に国の事業費、県の事業費の枠から外れた小規模なものです。

笹木慶之委員 国、県にのせられない事業については、どのように考えていますか。

榎坂土木課長 基本的には管理する人がだれかということが前提になってくると思います。管理する中で国、県事業で実施できない事業については市の小規模土木事業であったり、災害応急であったり、そのようなシステムに乗せて復旧したいと思います。

笹木慶之委員 道路管理者が市長の場合はどうなりますか。

榎坂土木課長 修繕などで対応しています。

笹木慶之委員 しっかりパトロールして適切な対応をしてください。

伊藤實委員長 道路橋りょうの修繕ですが、コンクリートの劣化とか修理の前の保守点検、長寿命化も含めての状況との関係ですが、診断しないといけないと思いますが、古いのが相当あると思います。その計画とその見直しについて。

榎坂土木課長 市内の道路橋りょうについては、5か年計画で診断するようにしています。これで診断結果が出ますので、悪いところについては通行止めにはしますが、今のところそのような橋りょうはありません。

伊藤實委員長 それでは、都市計画関係。

下瀬俊夫委員 コンパクトシティについて、どのような事業の見直しをしたんですか。

森都市計画課長 今年度予算を要求したときに考えていたのは、コーポラティブ方式で宅地分譲を進める準備として、ハウスメーカーや地権者を集めながら、実際に販売するための準備をしようということを進めていきましたが、実際今年になっていろいろ不動産会社と話しましたが、コーポラティブについての知識がないので、販売しようとしても手が挙がるかという不安が先にありました。実際国の補助金を使ってやりましようとなったときに業者から手が挙がらなければ事業が進みませんので、中途半端な状態で国にお金を返還する最悪な状態になってしまうと考えましたので、まず、じっくり事業の進め方を、例えばあの土地について地権者が魅力を感じるような優遇策であるとか支援策がないかなと県とも月に1回ぐらい協議しながら、他市の情報も教えてもらっています。その中で市が何を取り込めるかということを検討している最中です。

下瀬俊夫委員 駅南が在来線口との関係でいっても、孤立をしているわけです。連絡が非常に悪い状況です。あそこに住むだけというだけではなかなか魅力がない。その点で一つは南北連絡道というものが出てきたんですが、これはコンパクトシティの中ではあまり言わなくなったですね。この位置付けはなくなったんですか。

森都市計画課長 構想としては南北の連絡は必要と考えています。ただ、いつ行かうかということになると、まず駅の南側に人が張り付いて利用者がどんどん増える段階で進めるべき、かなり高額な事業になりますので。ただ、今回考えているのはモデル地区にしていますのが、南でも西側の地区なんですけど、1か所あまり大きくないんですが、鉄道の下を通る道があります。ただそこも暗いということがありますので、何とかそこを通りやすくして進めていくべきではないかということは考えています。

下瀬俊夫委員 確かに自転車がようやく1台通れるような道です。そこは水路もありますので、なかなか難しいと思います。人が通る連絡道程度の話ですよね。その改善は確かに必要ですが、あそこだけというのはいいイメージは沸きません。駅の跨線橋を利用した方式が一番いいと思っていますが、これは検討には値しないのですか。

森都市計画課長 現在の跨線橋を利用するという提案もJRからはあったんですが、実際にコンサルが見ると新たな柱を建てる必要があるので、無理という判断をしています。

松尾数則委員 コーポラティブを見直すということですが、昨年度500万程度でコンサルに出していますよね。その件もあって別の方法があるんじゃないかという気がするんですが、コーポラティブはあきらめるということですか。

森都市計画課長 コーポラティブをやめるということではなくて、構想に掲げた中ではコーポラティブだけではなく、スマートタウンという構想も掲げています。それらについてもいろいろな施策を考えていかなければいけないのですが、現在研究段階です。

河野朋子委員 コーポラティブ方式というのは耳慣れないものですし、スマートタウンとかいろいろ構想を言われたときにその時点で少し疑問を感じたような構想でスタートして予算を付けられて、今の時点で現実とかけ離れているかなという気がします。どれぐらいのスパンというか、今後の見通しはどうなんでしょうか。

森都市計画課長 まちづくりはどうしても時間がかかると考えていて、市が主導で何かを作るといことであれば、予算を確保しながら計画的にという具体的に示すことができますが、民間事業者を何とか誘導したいということで、実際民間の人がどんな形で動いてくれるかということの予測が立たないことがあります。

伊藤實委員長 民間への優遇策、財政的支援とかいうところだと思うんですが、魅力があれば民間が来るわけですね。コーポラティブの方式で住宅が50戸くらいでいくと何年もかかる。時間がかかるけど、新幹線ができて20年で、20年はかかるだろうと思っていますが、いまから20年掛かっては困るんですよ。魅力となると理科大じゃないですかね。今日は債務負担行為で先延ばしになったんだけど、実際そういうことで成長戦略室から打診はあったんですか。

佐村建設部長 理科大の位置がどこになるかというところについては、別の委員会でも審査されていますし、候補地はどこがあるかという説明もあった

と思います。部長が集まった中で位置についての発言もする機会がありました。まちづくりを考えたときに私は私なりの意見、薬学部が建てばその波及効果はかなりあるということは間違いないという発言はしています。

伊藤實委員長 全庁的な話なんですよ。まちづくりの手段として、理科大の公立化、薬学部の話があるので、魅力という話になれば、庁議などでそんな議論があったかなと思ったわけですが。

笹木慶之委員 委員長にお聞きしますが、東京理科大の公立化について、全部長が出席しましたよね。その後の委員会には全く姿が見えない。厚狭駅の南の問題を語るには強烈なインパクトがいるということで誰も知っているわけです。人が増えれば南北通路ができるという論理であるならば増える策を打たなければいけないじゃないですか。ということで次の連合審査では全部長の出席を要請したいと思いますが。

伊藤實委員長 そういう意見があったということ。

矢田松夫委員 これほど減額されたということを含めて、駅南そのものに魅力がなかったということもあるんじゃないかと思うんです。それを含めて市の身の丈にあった計画を練り直すということは考えていませんか。

森都市計画長 厚狭駅周辺のまちづくり構想は今年の3月にできています。これは構想の部分なので、これに続いての基本計画の業務委託をして策定をしています。これは案の段階で、実際に市が予算を付けて進めるかということは検討段階ですので、お示しすることができていないのが現状です。

松尾数則委員 建築指導費で人が増えたということですか。

篠原財政課長 1名増となっています。

伊藤實委員長 次に建築住宅課関係。なければ次に債務負担行為の説明をお願いします。

森都市計画課長 債務負担行為補正について、7ページ、江汐公園指定管理者委託料について、期間は平成28年度から平成32年度までの5か年で



限度額は1億3,864万4,000円です。限度額については、税抜き価格を2,530万円として、平成28年度は8パーセントの税率、平成29年度以降は10%の税率として算出しています。なお、指定管理者候補者は、株式会社晃栄です。

伊藤實委員長 この件については、先ほどと同様に産業建設常任委員会で審査していますので、中村委員から補足があれば。

中村博行委員 これについても、評価点の資料はもらっていますが、それに伴い、評価内容について、委員会での審査が長引いた一番の原因は、評価点の審査項目の中で、経費節減というのが、全部で8項目あるんですが、8番目に9点という高い点が計上されていきました。それについては一般会計委員会でも以前から指摘をしていて、自主財源を使うことになると点数が低いということで改善をしてもらったと思うんですが、指定管理についても、経費節減が9点であるということで、そこに比重が掛かってきてということもありました。そこで、内容を精査するというので8項目にそれぞれ細目があるんじゃないかということで資料を要求したんですが、執行部がいろいろ検討して、やっと出てきました。そうすると経費節減には3項目あるということで、大きな査定要件であることに違いがないということであり、それを勘案した中で、バラ園の悪い例が顕著であったので、実績、今後の事業計画の資料を求めました。その中で十分納得する内容ではなかった。事業計画の中では例えば売店とか入場者による上積みが年間50万円程度しか計画にないので、実質ないに等しいということもありました。それらを踏まえて、しっかりチェックをしてもらおうということで毎年6月にモニタリングをしっかりとやっており、毎月1回現地で聞き取りをしているので、これをしっかりとやっていきたいという答弁がありましたので、これについては、応募が1件しかない場合には基本的に継続ということが見え隠れしていました。委員の討論が3名あったんですが、それぞれ附帯条件を付けた可決のような内容になりました。3年と5年の問題で、江汐公園は5年ということで、3年から5年に延びていますが、内規があるようで維持管理のみであれば3年、初期投資を含めたもので経費を回収するという面があるものについては5年ということで、江汐公園の場合は5年にされたということもありました。

伊藤實委員長 ということで産業建設常任委員会ではいろいろ議論があったということですか。この件で何かありますか。

下瀬俊夫委員 2点ほど、一つは公募をかけて一件しかなかったのかどうかということとあの公園で除草剤を使っているということについて、議論になったのかどうか。

中村博行委員 応募は1社のみです。公募は10月1日から28日までということで広報等で公募されています。それから、除草剤については、バラ園は非常に専門性を要しているということで、前任者に比べて、技能が若干なかったということもあったということで、当初農薬を使うことが難しいということで、言い換えれば何もしないでこうなったという話もあったように思います。

森都市計画課長 除草剤はバラ園では使っていません。バラ園では殺菌剤を使う予定であったのが、使わなかったことで病気が発生したということで、バラ園では除草剤は元々使っていません。

下瀬俊夫委員 バラ園では除草剤を使っていないというのは聞いているんです。ただ、江汐公園の中で除草剤を使っているということを知ったことがあるので、その確認をしたんですが。

森都市計画課長 以前使ったという話は聞いています。今年度当初に指定管理者と話をする中で、除草剤をどうしても使いたい部分が出てくるかもしれないけれど、使う場合は事前に使用方法も含めて協議をして、承認を得て使うようにということを指示していますが、今年度は申し出がありませんでしたので、使用していません。

岡山明委員 産建の委員長に前の件でお聞きしたいんですが、バラ園を失敗してこういう状況ということで、民間の考え方でいくと、一つの工場をつぶしたような形なんです。その責任を追及するのに、指定管理者だけにそれを求めていくのか。その上に、山陽小野田市が委託をしているという部分で、技術の伝承をしない状況で委託をして、安全が第一という状況の中で、市からの肝心要めの技術の伝承が途絶えてしまったということで、それに対して、山陽小野田市側の責任というのが見受けられないんですが、どうでしょうか。

中村博行委員 伝承という部分については意見はありませんでした。ただ、危機感については執行部もしっかり持っていて、審査の中でも委員が指摘

した厳しい意見も業者にはされているということで、それぞれバラ園の反省の基にその辺をしっかりとしたいということは執行部からはありました。

岡山明委員　そういう状況であれば、バラ園は専門性が高いという意味で、前任者が構築したバラ園に対して、関わらなくなったのでこういったことになった。そういう意味で、支援の形、今離れている方に講師として面倒をみてもらうような形はないということでしょうか。

佐村建設部長　バラ園をきれいに育てること、前のバラ園は評判がよかったということが私たちの考えです。前回指定管理になったときにバラ園について、江汐公園の目玉でもあるし、これをどんどん活用して人を集めていきたいというところがあったわけですから、前任の方の技術を傳承しようとした事実があります。「前の方を指定管理者に対して使われる考えはありませんか」、いわゆる技術の傳承ですが、そう働きかけたと聞いていますが、市と指定管理者の契約ということになれば、選ぶのは指定管理者側にありますので、結果的には前任者が離れたということがあります。結果については、結果責任ですから、市としては枯れたりすれば、元に戻してもらう。今を維持すればいいわけではなく、今以上にバラ園をもっと盛んにして人に来てもらうようにするというのを業者に働きかけていくことになろうかと思えます。

岡山明委員　専門性に関して、技術を持った方が必ずいると思えますので、先ほど言ったように特別講師のような形にして招いて、バラ園を今以上の形にするという姿勢は市にはないんですか。あくまでも管理者に丸投げで、市としてはそれ以上の予算は出さないということですか。

佐村建設部長　この人なら必ずという人がおられれば、そういうこともあろうかと思えますが、契約の中では業者が選ぶということになりますので、市で強制できないと思えます。それから枯らした原因にもなったんですが、殺菌剤や殺虫剤を結構使わないとなかなか育てるのは難しいと聞いています。枯れた原因ががん腫病という病気になった。現在管理している会社の考え方がそういう殺菌剤に依存しないような土作りをしたいという方向性を持って進めているということがありましたので、それについては長い目で見ないといけないと思えますが、指定管理が決まれば、バラ園は一回轍を踏んでいますので、これを反省してもらって、こちらもうそういうようにならないように厳重に見ていかなければいけないと思

います。ただ業者に誰を持ってきなさいということは市として強制できないと考えます。

下瀬俊夫委員 前回の指定管理のときにバラが枯れたということですが、この間の反省もあって順調に育っているということを知っているのですが、それは確認できますか。

森都市計画課長 バラの時期に現地を確認していますが、どうしても植え替えたものは株が小さいですから、見事な花を付けるためにはこれからどんどん管理していく必要があると思いますが、現在においてバラは適正に管理されていると考えます。

伊藤實委員長 それでは、質疑を終結します。ここで、休憩し、次に教育委員会関係の審査を20分から開始したいと思います。

---

午後3時15分休憩

---

---

午後3時20分再開

---

伊藤實委員長 休憩前に引き続き、委員会を再開します。

今本教育部長 それでは、教育委員会関係分について、10ページ、10款教育費、補正前の額19億1,126万3,000円に2,502万5,000円を追加し、補正後の額を19億3,628万8,000円とするものです。今回の補正は、人件費以外では学校教育課関係のみとなっていますので、学校教育課から説明します。

笹村学校教育課長 72、73ページ、10款教育費1項教育総務費2目事務局費21節貸付金94万円は、小中学校へ入学する児童生徒の保護者に対して、入学に必要な物品の購入に要する資金を貸し付ける制度を創設することに伴い、貸付金を補正するものです。別紙参考資料、事業内容についてですが、就学援助費の中には、新入学児童生徒学用品費という項目があり、学校へ入学する際に掛かる費用を補うため、小中学校1年生に対して、学用品費に入学用の支度金を上乗せして就学援助費を支給する仕組みになっています。しかし、実際に支給するのは、前年度の所得の確定後になるため、7月初旬となります。このため、ランドセルや

制服等の入学準備のための資金が必要な方を対象に、入学前に入学資金を貸し付ける制度を創設するものです。制度内容については、この度の補正に併せて、小中学校入学資金貸付規則を制定します。対象は、就学援助費の受給資格者に認定される見込みのある人で、入学資金の貸付が必要であると認められる人とし、貸付月は学校へ入学する前の2月から3月を想定しています。貸付額は、就学援助の学用品費と新入学児童生徒学用品費の合計額を上限とし、小学校入学者約3万2,000円 中学校入学者約4万6,000円になります。返済方法は、翌年度に支給される就学援助費をもって償還します。認定されない場合あるいは市外転出した場合は、即時返済してもらいます。予算額は94万円とし、小学生15人、中学生10人を想定しています。実施時期は平成28年度に入学する者から運用開始する予定です。78、79ページ、10款教育費6項保健体育費1目学校保健体育費19節負担金、補助及び交付金170万円の増額は、児童災害共済給付交付金を補正するものです。教育委員会では、学校で起こった児童生徒の事故に係る医療費を補てんするため、スポーツ振興センターが所管する児童災害共済保険に加入しています。事故が起こった場合は、スポーツ振興センターからの給付金を一旦市が歳入し、歳出として給付金を保護者へ支払う仕組みとなっています。予算額は過去の実績に応じて630万円を計上していましたが、今年度は入院を必要とする事故が多く起こったため、予算不足となる見込みです。よって、不足分を補正するものです。歳入、20、21ページ、20款諸収入4項雑入2目雑入10節教育費雑入170万円の増額は、歳出において説明したスポーツ振興センターからの児童災害共済給付金に係る歳入になります。

伊藤實委員長 それでは、質疑を行います。

矢田松夫委員 事業内容に書いてありますが、ランドセル、制服等ということですが、この中に学用品や給食が含まれるかどうか。他の市ではこういうものも含まれていたんですが。

今本教育部長 就学援助費については、給食費等も含まれますが、これは入学前に必要な費用ということで想定していますので、入学前に必要なランドセルとか学用品費を支給するための費用ですので、給食費は入っていません。

矢田松夫委員 それでは、学用品は入るということですね。それから、受給資

格者に認定と書いてありますが、審査方法はどうされますか。

古屋学校教育課主査 要件が次年度に支給される就学援助の受給資格者になりますので、申請してもらう際に、前年の収入が分かるもの、源泉徴収票等を添付してもらって、申請の際に仮審査をする予定にしています。就学援助の認定される方を対象に貸付が必要な方に対して、貸し付けするということです。

岡山明委員 小学校15名、中学校10名と人数が指定されていますが、就学援助は生活保護を受けられている可能性のある児童は対象になるんですか。

古屋学校教育課主査 生活保護を受けている方については、修学旅行費のみが就学援助の対象になります。その他の部分については、生活保護の教育扶助が出るようになっています。

下瀬俊夫委員 2点確認します。1点は幼稚園費の人件費で何人職員がいるんですか。

今本教育部長 6人分です。

下瀬俊夫委員 2点目は、図書館費で厚狭の複合施設で厚狭図書館から移転していますよね。実は私たちも移転の作業に行きました。教育委員会は初日に一人行っただけで後は誰も来ない。中心は正規の職員2人と臨時職員ですよね。女性だけが移転作業していて、後は友の会の皆さんが手伝いに行っている状況なんです。教育委員会も含めてもっと援助すべきじゃないかと思うんですが。

今本教育部長 図書館の蔵書がたくさんありますので、女性が多いので応援に行きますよということで、教育委員会全体でしなければいけないという認識は持っています。厚狭図書館と連絡を取りながら、「人手は居るか。手伝いを出しましょうか」など、社会教育課と中央図書館と厚狭図書館で話をしているところです。それで何人来てほしいかということは今定かではありませんが、引越しの最終段階でこのあいだ全部厚狭図書館に持っていきましたが、そういう段階で人手がいるかどうか、よく連絡を取っているところです。友の会の皆さんが手伝っているという話を聞いて、ありがたいことですが、職員が出ないのにボランティアの方にお願

いするのもどうかという話をして、その後社会教育課も何人か行ったと思いますが、実績は確認していません。ありがたいことですが、ボランティア任せになってはいけないという認識は持っています。

岡山明委員 先ほどの就学援助の貸付ですが、いい事業だと思っていますが、94万円の金額、それに対応する人数を確定した理由を教えてください。貧困家庭、普通の家庭の半分しかない家庭がある。ひとり親家庭もある状況の中で、どこからその数字が出てきたのか。それから、もう一件、人数が超えた場合は余分に出してもらえるのかどうか。

古屋学校教育課主査 この事業は、栃木県日光市が導入している事業です。日光市は、人口約8万6,000人で、本市よりも若干多いわけですが、この市の実績が6人に貸付をしているという状況があります。なぜ94万円になるかということですが、新規事業ですので、何人申請されるかが分からない状況で、ある程度枠取り的にはなりますが、小学校15名、中学校10名として予算を組みました。これだけあれば足りないということはないかと思いますが、万が一ということがあれば補正等で対応したいと思います。

下瀬俊夫委員 小学校6年生が中学校に上がるということで、それが10人程度というのは想定しにくいんですよ。現在小学校6年生で就学援助を受けている子供は10人程度ですか。

古屋学校教育課主査 現在、135名ぐらい就学援助を受けています。就学援助は前年度の所得が確定するのが6月になりますので、その後認定作業をして1回目の支給が7月初旬です。通常は購入をしておいて、後から補填されるという制度ですが、子供が学校に入るわけですので、ランドセルとか制服とかが買えない、資金が必要という方を対象に貸し付けるというものですので、それほど多くの方が利用するというものではないかと思っています。実際に日光市では中学校は5名利用されています。

下瀬俊夫委員 小学校6年生で就学援助を受けている方が中学校に入るときに利用するかしらないかという話ですよね。基本的は全部対象なんですよ。問題は後から就学援助をもらったときにそれを返せばいいというだけの話ですから、新たな負担が生じるものではないんですよ。この貸付は現に受けている子供たちが小学校から中学校に入るときに受けることができるということでしょう。それが10人程度ではないんじゃないかと言っ

ているんです。

古屋学校教育課主査 確かに135名ぐらいが就学援助の認定を受けて、その方が中学校に上がれば就学援助を受けられるだろうと思います。先ほど説明したように、この度の制度が事前支給の事業ではなく、あくまでも必要なものが購入できない方に対して貸し付ける事業になりますので、議員が言われるように事前支給ということであれば、そのままの人数が対象となりますが、準備できない方に貸し付けるという事業ですので、他市の状況等をみてこの人数で予算計上したところです。

下瀬俊夫委員 これにこだわって何か言おうとしているわけではありませんが、ただ、小学校から中学校に上がる子供たちがいろいろな準備をする上で就学援助で入学支度金が支給されるわけです。だから、百何人の方が対象であることは事実なんです。言われるように自分たちで準備するからいいよという方はいいんですよ。必要な方は貸付制度がありますよということでしょう。だけど、貸付であっても返済する義務はないんだから、就学援助を受けている方が受ける可能性があるんじゃないかと言っているんですよ。

古屋学校教育課主査 多くの方が申請に来られるんじゃないかということですかね。それについては、あくまでも貸し付けるということですので、趣旨から言って「実際に入学に必要な物を揃えるお金はあるけど、支給が7月になるので、早くもらえるということを知ったので、申請に来た」という方については、きちんと制度の趣旨を説明したいと思います。あくまでもそういうものを揃えるのに貸付が必要な方に対してお貸しするという制度です。

下瀬俊夫委員 就学援助で入学支度金というのは、制度としてあるわけです。体育用具などもクラブ活動費というのが支給対象にありますよね。それと同じように就学援助を受けている子供が中学校に入学するときに入学支度金を受ける可能性はあるわけですよ。問題は貸付制度を利用するかどうかは別にして、受ける可能性があるわけです。説明してお断りをするかのような話でしたが、それはできないんじゃないですか。現に受けている子供たちが入学支度金を借りたいというときには当然これは支給対象ではないんですか。

今本教育部長 就学援助を受けているという現状において生活がある程度困窮



しているということが認められますので、中学校に入学にするときに貸し付けるということについては、合理性はあるかなという気はしていません。小学校も100名程度の方がいらっしゃるんですけど、240名ぐらいの予算を組むかとなると、小学校については審査もまだ確定していませんので、返還してもらおう二度手間が出てくるということがあります。そこが問題かなと思いますが、中学校についてはその現状においてそのまま引き続き経済状況が変わらなければ入学支度金について困窮していると認めざるを得ないのかなという気がしています。

伊藤實委員長 就学援助が100人なら100人居ましたと。全員がこれを申し込む可能性があるということで、岡山委員が言われた「人数が増えても出るのか」という話があるので、これを借りなくてもいいよという数字の中で10名とかを想定しているわけですよ。駄目ですよということ。就学援助を受けている人には言えないということで、これは言えないと思いますよ。審査が前年度の所得ですよ。それが6月以降じゃないと確定しないので、遅くなるので、入学前に教育委員会の好意として先にしましょうということなので、基本的にはマックスこれだけの就学援助を受ける人が100%するかも分からないということをおかなければいけないということなんです。実際はないかもしれないけど、そのときは3月に緊急に補正しないといけないこともあるし。それと、貸付とありますが、この利息はどうなんですか。

今本教育部長 利息はありません。

伊藤實委員長 無利息なら無利息と明記すべきで、無利息なら借りようという人がいますよ。それから、これは全児童に配布するんですか。

古屋学校教育課主査 広報にも載せますし、1月の終わりに入学通知書を送りますので、それに添付して周知しようと思っています。

伊藤實委員長 ほかによろしいですか。なければ本日の審査は終わり、15日にまた審査をしたいと思います。それでは、本日はこれで終了します。

---

午後3時45分散会

---

平成27年12月9日

一般会計予算決算常任委員会委員長 伊 藤 實